

豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る

施策の評価・検証について

(答申)

令和8年（2026年）2月

豊島区子どもの権利委員会

# 目 次

## I 豊島区子どもの権利推進計画について

1 「子どもの権利推進計画」の位置づけ	2
2 計画策定の経過	2
3 「豊島区子ども・若者総合計画」における「子どもの権利推進計画」の位置づけ	2
4 「豊島区子ども・若者総合計画」の中での「子どもの権利推進計画」の主な項目	3
5 計画の進捗状況の確認	4
6 現地調査の実施	4

## II 子どもの権利に関する推進計画の改定に係る諮問の答申

8

## III 資料編

1 第4期豊島区子どもの権利委員会への諮問書	10
2 第4期豊島区子どもの権利委員会等の開催状況	11
3 第4期豊島区子どもの権利委員会委員名簿	12

---

## 別 紙

- 1 令和6年度子どもの権利保障に関する施策の調査結果
- 2 令和7年度豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る現地調査報告書

# I 子どもの権利推進計画について

## 1 「子どもの権利推進計画」の位置づけ

平成 18 年 4 月施行の「豊島区子どもの権利に関する条例」第 30 条に、「区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません」と定められています。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

## 2 計画策定の経過

「子どもの権利推進計画」の策定については、平成 30 年 3 月の第 1 回子どもの権利委員会で区長より諮問があり、本委員会の答申を踏まえて、令和 2 年 4 月に「豊島区子ども・若者総合計画(令和 2～6 年度)」と一体とした計画として策定されました。

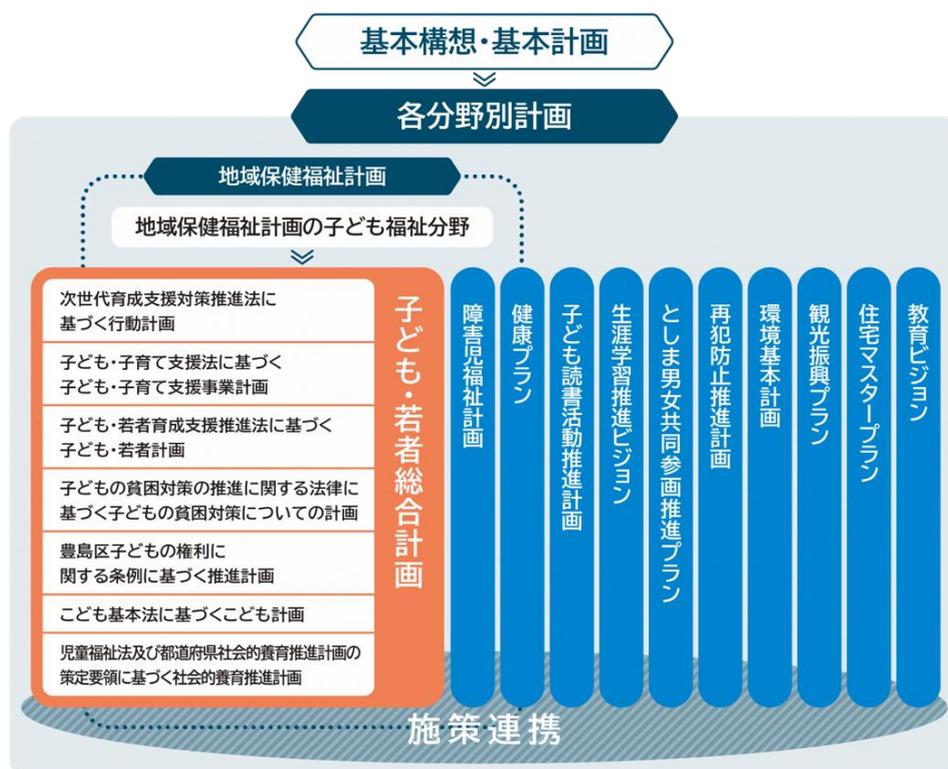
令和 4 年度には、令和 6 年度末に計画期間が終了することに伴い、区長より「子どもの権利推進計画」の改定について諮問があり、本委員会で計画の見直しおよび検討を行い答申し、令和 7 年 3 月に改定されました(豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11 年度))。

## 3 「豊島区子ども・若者総合計画」における「子どもの権利推進計画」の位置づけ

「子どもの権利推進計画」は、「豊島区基本計画」の子ども若者福祉分野の計画、かつ、「豊島区地域保健福祉計画」の子ども分野の計画として位置づけられている「豊島区子ども・若者総合計画」と一体として策定されています。

「豊島区子ども・若者総合計画」は「子どもの権利推進計画」のほか、複数の子どもに関する計画を包含した計画となっており、併せて、関連する計画と施策の連携をしています。

※関連計画との関係は次の図のとおり。



#### 4 「豊島区子ども・若者総合計画」の中での「子どもの権利推進計画」の主な項目

子どもの権利の理念は「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」により実施する全ての施策の基礎となるものでありますが、その中でも主な取組みとして、以下の目指す姿Ⅰに基づく事業を推進しています。

目指す姿Ⅰ「子どもの権利が保障され 自分らしく 成長できるまち」

〔取組の方向性〕

- (1) 子どもの権利に関する理解促進
- (2) 子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援
- (3) 子どもの居場所・体験活動の充実
- (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

## 5 計画の進捗状況の確認

「子どもの権利推進計画」の進捗状況は、「子ども・若者総合計画」の一部として豊島区青少年問題協議会で検証をしています。

本委員会では、「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づく「子どもの権利推進計画」及び施策の検証のため、「子ども・若者総合計画」の目標Ⅰに属する事業について令和3年度、令和4年度の実施状況の検証を行いました。

また、令和3年度の実施状況については、「子どもに意見を聞いて事業の評価をしているか」、「コロナ禍で実施状況はどうであったか。どのような工夫をして実施したのか」という視点で実施状況を再度調査し、検証を行いました。

令和5年度実施状況以降は、検証項目を設定の上、実施状況の検証をしました（令和6年度事業状況は別紙1）。

### 〔設定した検証6項目〕

1. 事業を実施するにあたり、子どもたちへの事前の情報提供をどのように行っているか。
2. 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。
3. 子どもへの事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
4. 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫している点。
5. 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
6. 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

## 6 現地調査の実施

本委員会では、「豊島区子ども・若者総合計画」の目標Ⅰに掲げている「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に紐づく「①子どもの権利に関する理解促進」「②子どもの意見表明・参加の促進」「③子どもの居場所・活動の充実」「④子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」の取組内容について検証を進めてきました。

令和7年度は、令和5年度より実施している検証手法が改定計画下でも機能するのかを確認し、その内容を精査するため、これまで所管課が行ってきた自己評価に加えて、本委員会として区の事業を選定し、現地調査を実施しました。

調査の実施にあたっては、従来の事業評価における課題である「所管課と本委員会が書面により対話し、内容を精査したかにより、調査結果報告書の記述内容にばらつきが生じる点」に留意し、その要因の確認を行いました。

(1) 現地調査の概要

① 調査の背景

新たな「子どもの権利推進計画」においては、これまでの「PDCA サイクル」に基づく検証を強化し、豊島区独自の手法である「豊島区子ども・若者アクションステップ」を新たに導入することで、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映させていくことを明記しています。



➡ 「豊島区子ども・若者アクションステップ」の活用により、各施策に子ども・若者等の意見を反映する効果的な仕組みを構築する。

② 調査の視点

「子どもがどのように声を発しているのか」、「大人はどのように受け止めているのか」といった、条例が保障する子どもの参加の視点から事業を選定し、既存の評価検証を行う中で、どうしたら子どもの権利の視点にたった評価検証ができるのかを軸とし、今後の評価検証の方向性を検討しました。

③ 調査対象・選定理由

	調査対象事業	選定理由
1	としま子ども会議	区の取組へ子どもの意見を反映させていく事業での子ども参加
2	利用者会議 (中高生センタージャンプ)	子どもの日常的な活動場所での子ども参加
3	若者の居場所	若者を対象とした事業からみる子ども参加

④ 調査項目

現地調査にあたっては、評価の質向上へ向けた必要事項として昨年度に整理した点である「評価項目の事前設定」を行い、項目は、令和5年度から進めてきた検証項目と同様として実施しました。

⑤ 調査報告書は別紙2のとおり

(2) 調査結果を踏まえた権利委員会による評価活動への委員の意見

所管課が提出する状況報告書における最適な記載項目の在り方や、事業実態を的確に把握し、評価の質を向上させるための方策について、調査結果を踏まえた検証を実施しました。

【としま子ども会議】

〔評価項目について〕

- ・子どもたちが失敗を経験し、それをどのように改善に繋げたかという過程も評価対象に加えるとよいのではないか。
- ・大人が子どもの発表をどう受け止めたかについて、「子ども側の視点」で分かりやすくフィードバックを返しているかを重視すべきだと思う。
- ・子どもが会議に主体的に関心を持てるよう、開催時期や活動内容を事前に周知する必要があるのではないか。

〔評価する際の対象について〕

- ・ファシリテーターや職員ファシリテーター、子ども会議のプロセスを見ずに意見発表会で初めて子どもたちの成果を目にした職員、保護者等、子ども以外の者へ幅広くに事業への意見を聞けるとよい。

〔現地調査の有効性について〕

- ・活動の現場を直接見ることによって実際の様子とその熱量などの空気感が把握できる点、関わっている職員からの生の声を直接聞くことができる点などから、現地調査は有効であると考えられる。

【利用者会議（中高生センタージャンプ）】

- ・利用者会議の運営状況のみならず、施設全体として子どもの権利の普及啓発活動にどのように取り組んでいるかという視点も、評価の重要な指標とすべきである。
- ・普及啓発の評価にあたっては、事業の性質によって該当するものとそうでないものがある。そのため、事業特性に応じて評価項目を区分する必要があるのではないか。
- ・ジャンプの評価においては、利用者会議に参加しない、あるいは参加できない層の存在や、地域に多様な学校・居場所がある中での施設の立ち位置などを幅広く整理し、多角的な視点から検証を進めるべきである。

#### 【若者の居場所】

- ・ 困難を抱える若者や若年妊産婦本人への質問や、事業上の対応を調査することが難しい場合（事業開始から間もない、対応に配慮が必要である等）には、支援者への聞き取り等により調査報告書を作成することが想定されることを考慮して評価項目を設定する必要がある。
- ・ 個別事業評価ではなく、現地調査等を通してどのようなことを子どもの権利委員会がその年に評価するのかの検討が重要なのではないかな。
- ・ 評価項目としては、以下3点が考えられる。
  1. 多様な状況にいる子ども・若者たちに、自分たちの取組について、いつ（年齢）、どのように取組情報を届けたいと考えているか。有効な時期や方法はどのように想定しているか。
  2. 他の施設や機関、施策と連携する際に、子ども・若者にどのように伝えたか、伝えようと思っているか。
  3. 対象の子ども・若者の保護者へ情報提供が必要な時には、子ども・若者とどのような原則で進めているか。

## Ⅱ 子どもの権利に関する推進計画に関する諮問に対する答申

これまで実施してきた「子どもの権利に関する推進計画」の実施状況の検証を踏まえ、改定計画において『子どもの権利の理念を基本とする計画』をさらに推進していくため、豊島区子どもの権利に係る施策の評価・検証について以下のとおり答申する。

今般、本委員会は、計画推進へ向けた施策の評価・検証項目の設定等についての諮問を区長より受け、現行の調査項目に基づき現地調査を実施した。

その結果、子どもの意見表明に対する権利委員会の認識と現場の実践は共有されているものの、報告書の形式としては十分に反映・共有できていない実態が明らかとなった。

今後の評価検証を実効性あるものとするためには、どのような事業を評価の対象にするのかということ、その事業評価のために、どの活動をどのような形や時間で見ればいいのかが重要であることが指摘された。また、従来の報告書では捉えきれなかった、評価をした活動の評価の前後や、その活動を評価検証するためには、むしろ別の事業や、場面で取り組まれている営みを見ることが有効であることなどに気づくことができた。こうした訪問型事例調査については、子どもの権利の視点にたった価値あるといわれる行動を、評価検証の材料として、どこをとらえ、いかに言語化するかということや、どのような問いによって明らかにしたかったことを聴き出し、評価検証のために共有できる資料にするかという、問い立ての在り方が極めて重要になる。

については、さらなる質の高い質的調査を通じた評価検証を実現するため、以下の点に留意した調査体制の再編をはかられたい。

### 1. 重点事業を定めた集中的な現地調査を核とした検証

5年間という計画期間において、例えば、児童館、放課後児童施設、乳幼児施設、権利擁護の場等の対象を整理し、順次委員会による訪問調査を実施すること。これらを踏まえ、区職員の子どもの権利に対する意識啓発も兼ね、少なくとも「3年目（中間年）」および「5年目（最終年）」においては、事業実施状況について、課題の抽出とその捉え方、実施状況、実施に至らない場合の理由等について、所管課による書面評価を行うとともに、計画に掲げる量的指標の達成状況を確認されたい。

本委員会が重点的な現地調査を担うことにより、本区における子どもの権利の実践状況が、より効果的かつ構造的に整理されることが期待される。なお、委員会の主体性を確保する観点から、調査回数や会議日程の設定については、適切な配慮がなされたい。

## 2. 子どもの権利の視点からの区施策の検証

前項により整理された個別事業の実践状況を、単なる事業ごとの整理にとどめることなく、子ども・若者のライフステージ全般にわたる区施策について、「保護」の仕組みがどのように構築されているのか、また、子どもの権利の視点が施策体系全体の中で一貫して位置づけられているのかという観点から、総合的な検証を行われたい。

## 3. 評価・検証の実効性を高めるための留意事項（付言）

以下の事項は、子どもの権利に関する施策の評価・検証を実効性あるものとしていく上で重要であることから、付言として指摘するものである。

### (1) 本委員会と「としま子ども会議」との関係の充実

条例に基づき進められてきた「としま子ども会議」は、子どもの権利に関する取組として一定の実績を積み重ねている。

今後は、同会議において示された子どもの意見を区がどのように受け止め、施策に反映しているのかについて、本委員会がどのような形で継続的に評価・検証を行うのが喫緊の課題であり、その在り方について検討されたい。

### (2) 現地調査を踏まえた対象事業への意見

「としま子ども会議」におけるテーマ設定に、子どもがどのように関与できるかについて検討されたい。

「としま子ども会議」の参加者募集については、参加した子どもたちの意見を踏まえ、より効果的な普及・広報の方法を検討されたい。

多様な子どもが集う施設や機関等において、子どもたちの多様な意見を区施策に活かすための方法について、引き続き検討されたい。

### Ⅲ 資料

#### 1 第4期豊島区子どもの権利委員会への諮問書

7 諮 問 第 1 号

令和7年7月8日

豊島区子どもの権利委員会会長 様

豊島区長 高際 みゆき



豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」に係る諮問について

豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年3月29日条例第29号）第30条に規定する推進計画を推進するにあたり、施策の評価・検証項目の設定等について、貴委員会において専門的かつ幅広い見地からご検討をいただきたく、同条第32条の規定に基づき諮問いたします。

## 2 第4期（令和7年度）豊島区子どもの権利委員会の開催状況

会議名	日時	主な審議等の内容
第7回豊島区 子どもの権利委員会	令和7年 7月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問について</li> <li>・ 子どもの権利委員会の位置づけについて</li> <li>・ 第4期子どもの権利委員会の運営について</li> <li>・ 令和7年度子どもの権利委員会の取り組みについて</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 8月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議ワークショップ (第1回会議)</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 8月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議ワークショップ (第2回会議)</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 8月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議ワークショップ (第3回会議)</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 9月13日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議意見発表会</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 9月27日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者会議 (中高生センタージャンプ長崎)</li> </ul>
第8回豊島区 子どもの権利委員会	令和7年 10月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利保障に関する施策の検証について</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 10月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の居場所 (サンカクキチ、マハロ)</li> </ul>
第9回豊島区 子どもの権利委員会	令和8年 2月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利保障に関する施策の検証について</li> <li>・ 子どもの権利に関する推進計画に係る施策評価・検証について</li> <li>・ 子どもの権利に関する推進計画に係る施策の答申について</li> </ul>

### 3 第4期（令和7年度）豊島区子どもの権利委員会委員名簿

氏名	主な経歴	備考
森田 明美	東洋大学 名誉教授	委員長
内田 塔子	子どもの権利条約総合研究所 事務局長	副委員長
高田 慶子	長崎第一地区民生委員児童委員	
佐藤 妙子	第12地区青少年育成委員会会長	
北澤 弘幸	豊島区立巣鴨小学校長	
八尋 崇	豊島区立西池袋中学校長	
飯塚 昇	豊島区立南池袋小学校 PTA 会長	
坪川 愛	豊島区立明豊中学校 PTA 会長	
北條 直子	公募区民	
大伍 将史	公募区民	

【「第4期豊島区子どもの権利委員会」議事要旨の掲載ホームページアドレス】

○令和7年度開催実績（第7回～第9回）

【掲載先】 <https://www.city.toshima.lg.jp/229/2507251513.html>



**豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る  
施策の評価・検証について（答申）**

令和8年（2026年）3月

豊島区子どもの権利委員会

【事務局】豊島区子ども家庭部子ども若者課（管理・計画 G）

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-4566-2471 FAX：03-3980-5042

# 令和7年度 子どもの権利保障に関する施策の調査結果

## 調査対象事業

目標 I「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に掲載している事業（「豊島区子ども若者総合計画」の p 63～ p 74掲載）

### （1）子どもの権利に関する理解促進

- ①子どもの権利の普及啓発・情報発信
- ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

### （2）子どもの意見表明・参加の促進

- ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり
- ②子どもの意見表明・参加の促進

### （3）子どもの居場所・活動の充実

- ①子どもの居場所の充実
- ②屋外遊び場の充実
- ③学習・体験機会の充実
- ④学習支援の充実

### （4）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

- ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策
- ②相談・救済体制の整備

## 調査項目

- 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。また、事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。
- 子どもへ事業を広報・周知し、実際に参加・利用まで繋げるためにどのように取り組んでいるか。
- 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。また、周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。



## (1) 子どもの権利に関する理解促進



# ①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標：子どもの権利の普及啓発・情報発信

内容：子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
1	<b>重点事業</b> 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。			小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般用・中高生)で広報を実施	新たに「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットを作成し、小学校4～6生に配布	既存のリーフレット2種類を各校に配付するとともに、新たにマンガ版パンフレットを作成	マンガ版・学習用パンフレットを区立小・中学校のタブレットに掲載し、子どもがいつでも見れるよう改善を図った。	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、相談室周知用のパンフレット及びカードを作成	区立小・中学校へのパンフレットやリーフレットの配付だけでなく、区内の私立学校に通う児童・生徒に対しても子どもの権利の大切さが普及するよう、私立学校に対して広報物の配布に関する働きかけを実施しました。	・リーフレット等を増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 普及啓発資料については、「としま子ども会議」で提案をいただいた子どもたちからの声や、子どもの権利出張講座のアンケートでいただいた声などを参照しながら、子どもたちに届きやすい内容にするよう心がけています。

(2) 子どもたちへの募集や投票を通して、権利相談室の愛称募集や、大切な子どもの権利を守るキャラクターを決定しました。子ども会議において、動画を活用した普及啓発について提案をいただき、子どもの権利PR動画の制作を開始しました。

(3) 権利相談室の周知用カードを全区立小・中学生に配布しました。「子どもの権利に関する条例」のマンガ版・学習用パンフレットを区立小・中学生に配布しているタブレットから閲覧できるようにしています。

(4) 区立小・中学生がいつでも「子どもの権利」について学べるように、令和5年度から、学校で配布しているタブレットに「子どもの権利」に関するパンフレットを掲載しています。また、保護者にも子どもの権利の大切さを知ってもらうため、子どもの権利に関する条例のパンフレットを、小学校の新1年生の保護者向けに配布しています。

(5) 子どもの権利について具体的に知ることによって、子どもたちが、家庭や地域の中で成長していくにあたって大切にされているということを感じられたという声や、他人の権利も大切にしたいという声もあり、思いやりの心が育まれることにつながりました。

(6) 区内にある都立や私立の学校に対しても普及啓発用パンフレットや周知用カードの活用について提案を行い、区が定めている子どもの大切な権利について知る良い機会になったとの声がありました。

## ①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標：子どもの権利の普及啓発・情報発信

内容：子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 現状のパンフレットでは、「子どもの権利」を知り相談窓口で相談等をした結果、状況がどう改善されたか等の記載がないため、子どもたちが権利を知った後の行動に移せるように事前情報として盛り込むことを検討しています。

(2) 「子どもの権利相談室」の広報物について、子どもたちからリーフレットタイプだと携帯しづらいという反応があったため、カードタイプへリニューアルしました。また、今後も新たな広報媒体を作成する際は、子どもの状況や意見を取り入れながら検討します。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 「子どもの権利相談室」のリーフレットとカードを作成し、全区立小・中学生に配付しました。「子どもの権利に関する条例」のマンガ版・学習用パンフレットは区立小・中学生配布しているタブレットから閲覧できるようにしています。

(4) 区立小・中学生がいつでも「子どもの権利」について学べるように、令和5年度から、学校で配布しているタブレットに「子どもの権利」に関するパンフレットを掲載しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「子どもの権利」について知ったことで、子どもひとりひとりが大切にされているということが知ることができて嬉しかったという声もあり、自己肯定感の向上につながったと考えられます。

(6) パンフレットなどで定期的に子どもの権利を周知してもらえるのはありがたいという意見がある一方、日頃から学校からもたくさんのプリントが配られるため、紙媒体以外での周知の方法もあるとより良いという意見がありました。

# ①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標：子どもの権利の普及啓発・情報発信

内容：子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

No.	事業名	事業目標		事業内容					
2	「子ども月間」事業	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいまいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます		子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいまいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。					
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	—	中央図書館で「子どもの権利」のパネル展示を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報としま11月特集号で周知</li> <li>・中央図書館でパネル展示開催</li> <li>・ケーブルテレビでの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報としま11月特集号で周知</li> <li>・中央図書館でパネル展示開催</li> <li>・ケーブルテレビでの周知</li> <li>・地域でコロナの感染状況を注視しながらお祭りや運動会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報としま11月特集号で周知</li> <li>・中央図書館でパネル展示開催</li> <li>・ケーブルテレビでの周知</li> <li>・東京音楽大学が企画する「スペシャルコンサート」を協働で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①11月の子ども月間に、広報としまと庁舎まるごとミュージアムでふくろう相談室に関する周知を行うとともに、中央図書館で「子どもの権利」に関する特集展示を行い、広く普及啓発を行いました。</li> <li>②11月の子ども月間に、サンシャインシティプレーパークと、子どもの権利条約フォーラム2024への出展を行い、子どもの権利について具体的に考えてもらう機会を作りました。</li> </ul>	継続実施

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 「としま子ども月間」に関するイベントを実施する際には、チラシやホームページに「としま子ども月間」というワードを入れながら、子どもの権利についても合わせて紹介しています。

(2) イベントを実施する際には、子どもやその保護者にアンケートをお願いするほか、イベント会場などでいただいた感想などを次年度以降に活用していくことで、毎年アップデートしながらイベントを行っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 「子ども月間」について広く知ってもらうために、11月の区広報誌に特集記事を掲載しています。また、中央図書館での子どもの権利特集展示や庁舎での子ども・若者特集展示を行っています。12月の人権週間においても子どもの権利に関するパネル展示を行っています。

(4) 「子ども月間」や人権週間のパネル展示においては、「子どもの居場所・遊び場」や「子どもの参加・意見表明」、「子どものための相談窓口」など、子どもの権利に関する取組を広く紹介しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「子ども月間」のイベントとして、サンシャインシティプレイパークと子どもの権利条約フォーラムに出展しました。来場していただいた子どもやその保護者に向けて、区が定める子どもの権利についてPRすることで、大切に育ててもらうことができ、安心して成長することができることを感じていただく機会となりました。

(6) 子どもの権利に関する条例にはおとなの大切な役割についても示されており、子どもと一緒に参加するイベントを通じて、改めておとなが果たすべき役割について感じる事ができたという声がありました。

## 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 「としま子ども月間」に関するイベントを実施する際には、チラシにも「としま子ども月間」というワードを入れながら子どもの権利についても合わせて紹介しています。

(2) イベントを実施した際には、子どもからアンケートに回答してもらい、その回答内容を次回開催のために活用している。また、地域でのイベントにも日頃から触れ合う中で得た子どもたちの思いや意見を反映するようにしています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」を子どもたちに広く知ってもらうために、豊島区の広報紙で「子ども月間」の特集記事を設けること、豊島区立中央図書館で子どもの権利に関する本を展示することや、豊島区役所内で実施している「まるごとミュージアム」で広報・周知をしています。

(4) 実際に子どもたちに子どもの権利に関する取組に参加してもらえるよう、「子ども月間」の周知の際に、「子どもの居場所・遊び場」や「子どもの参加・意見表明」、「子どものための相談窓口」など、子どもの権利に関する様々な取組を紹介しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「子ども月間」の時に開催した無料のクラシックコンサートに参加した子どもからは、実際に「音楽をやってみたい！」「バイオリンやピアノを弾いてみたい！」等の声があり、前向きな自己肯定感が醸成された様子が伺え、「11月は子ども月間だということがわかった！」というような声もあり、イベントを通じて子どもの権利を知ってもらうことができました。

(6) 「子どもが参加できる音楽のイベントがなかなかないため、大変貴重な経験となりました。」「子どもも大喜びで、幸せなひとときをありがとうございました」というような感想がありました。

## ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
3	重点事業 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。			学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①1回 ②0回 ③0回	①4回 ②1回 ③0回	①8回 ②2回 ③0回	①5回 ②3回 ③1回	①5回 ②2回 ③3回	①5回 ②10回 ③2回

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子どもの権利に関する条例のパンフレットを、区立の小・中学生に配付しているタブレットから閲覧できるようにしています(子ども若者課)。「豊島区教員研修計画」の中で、研修のねらい・内容等を明記し、受講する教員への意識啓発を行いました(指導課)。

(2) 受講後アンケートの声などを参照しています(子ども若者課)。研修報告書により、受講した教員の意見や思い、今後の取組を確認し、今後の研修に生かしています(指導課)。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区民の方にも子どもの権利について学んでいただくことができるよう、「としま出前講座」に登録しています(子ども若者課)。「豊島区教員研修計画」を毎年見直しをし、子どもの権利に関する研修を設定しています(指導課)。

(4) 子どもの権利に関する特別研修の実施や、e-ラーニングのカリキュラム配信などにより、区職員も子どもの権利の大切さを学ぶことができる機会を提供しました(子ども若者課)。全小・中学校から必ず1名以上の教員が参加し、学校で還元できるようにしています(指導課)。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 研修担当からの回答があればそちらの記載をお願いいたします(子ども若者課)。児童会や生徒会を中心に自主的な取組として、互いを認め合うための取組を行っている学校もあります(指導課)。

(6) 研修担当からの回答があればそちらの記載をお願いいたします(子ども若者課)。教員が一方的に指導するのではなく、子どもの気持ちや思いを重視しながら指導するように改善を図っています(指導課)。

## ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子どもの権利に関する条例のパンフレットを、学校から配付しているタブレットから閲覧できるようにしています。(子ども若者課)「豊島区教員研修計画」の中で、研修目的・内容を明記し、受講する教員への意識啓発を行いました。(指導課)

(2) 開催後にアンケートをとっています。(子ども若者課) 研修後の報告書に、受講した教員が今後学校でどのように子どもからの意見や思いを活用したいのかを聞きました。(指導課)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 職員向けには研修案内、区民向けには「としま出前講座」のパンフレットに掲載し、周知しています。(子ども若者課)「豊島区教員研修計画」を毎年策定し、子どもの権利に関する研修を設定しています。(指導課)

(4) e-ラーニングは取組みやすいよう、内容を精査し、受講率向上につなげています。(子ども若者課) 全小・中学校から必ず教員が参加し、学校で還元できるように、複数の研修を計画しています。(指導課)

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 参加した方から「子ども達と関わっていく中で、一人一人が自分らしくいられるんだよ、大丈夫だよ、という気持ちをよきもって接していこうと思いました。」等の声がありました。(子ども若者課) 児童会や生徒会を中心に自主的な取組として、互いを認め合うための取組を行っている学校もあります。(指導課)

(6) 子どもの心を大切にすること、まず子どもの意見を聞くことが、問題解決の第一の糸口だと実感したという意見がありました。(子ども若者課) 教員が一方向的に指導するのではなく、子どもの気持ちを考えながら指導するように改善を図っています。(指導課)

## ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。			「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数	—	0校	1校	5校	8校	14校	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子どもの権利に関する条例のパンフレットを、区立小・中学生に配付しているタブレットから閲覧できるようにしています(子ども若者課)。学校では、教科等の学習内容と関連付けながら、子ども自身が権利の大切さに気付くように指導しています(指導課)。

(2) 学習プログラムの実施にあたり、具体的に取り扱ってほしいテーマなどを事前に確認し、講座の内容に反映させています(子ども若者課)。事前や事後に、学習した内容を踏まえて、自分が感じたことや学んだことを自分の言葉でまとめさせるなどの活動を行っています(指導課)。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 校長会において学習プログラムの実施概要を周知し、次年度の開催希望調査を行い、希望のあった学校で講座を実施しています(子ども若者課)。教科等の指導計画に明記するとともに、学校だより等を通じて保護者等にも取組を啓発しています(指導課)。

(4) 講座の中で子どもの権利について伝えるにあたり、子どもたちにとってわかりやすく、馴染みやすい話を織り交ぜながら進めていくなどの工夫を行っています(子ども若者課)。日常の教育活動として実施しています(指導課)。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 子どもの権利について学ぶことで、自分の権利と同様に周囲の他人の権利も大切であると感じることができ、思いやりの大切さを感じたという感想がありました(子ども若者課)。振り返りの中で、子ども自身が権利の大切さに気付いた様子が伺えました(指導課)。

(6) おとなの役割を再認識することができるので、子どもの権利について学ぶことのできる機会を増やしてほしいという感想がありました(子ども若者課)。教員も保護者も子どもの権利を再確認でき、子どもへの指導を改善しているとの声がありました(指導課)。

## ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

### 【令和5年子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子どもの権利に関する条例のパンフレットを、ホームページから閲覧できるようにしています。(子ども若者課) 学校では、各教科の学習内容と関連付けながら、子ども自身が権利の大切に気付けるように指導する内容を企画しています。(子ども若者課)

(2) 開催前に子どもたちから「どのようなことが聞いてみたいか」「こんな授業にしてほしい」という意見を挙げてもらい、それを講座に反映させています。(子ども若者課) 事前や事後に、学習した内容を踏まえて、自分が感じたことをまとめさせるなどの活動を行っています。(指導課)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 1月の校長会において実施概要を周知し、次年度の開催希望調査をとっています。(子ども若者課) 各教科の指導計画に明記するとともに、学校だより等を通じて保護者等にも取組を啓発しています。(子ども若者課)

(4) 開催希望校すべてで開催できるよう、子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談員とでプログラムを作成、開催しています。(子ども若者課) 日常の教育活動として実施しています。(指導課)

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 「子どもは大切にされ、ひとり一人が尊重される存在であることが分かった」という声がありました。(子ども若者課) 事後の感想等から、子ども自身が権利の大切さに気付いた様子が伺えました。(子ども若者課)

(6) 子どもの権利について、保護者にも知ってほしいという意見がありました。(子ども若者課) 事後には、教員も保護者も子どもの権利を再確認でき、改善しているとの声があります。(指導課)

## ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
5	保育の質向上 事業	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。			企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。				
担当課	保育課	実施園	—	レミダワークショップ1園 CAPプログラム1園	レミダワークショップ1園 CAPプログラム2園	レミダワークショップ2園 CAPプログラム2園	レミダワークショップ2園 CAPプログラム2園	レミダワークショップ2園 CAPプログラム2園	継続実施

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 保育園に研修資料を事前に配布し、保育園から子どもたちに目的等を伝えています。

(2) 相談があった場合は、適切な支援につなげています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) CAP保護者向けワークショップについては、実施園の保護者にチラシを配布し、事業を周知しています。

(4) 毎年度2園で実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 子どもの表情が変わったり、主体的に遊ぶようになっています。また、暴力防止への理解が深まっている様子もうかがえました。

(6) 今後の保育のあり方を皆で考えるよい機会になっているようです。

## ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 保育園に研修資料を事前に配布し、保育園から子どもたちに目的等を伝えています。

(2) 相談があった場合は、適切な支援につなげています。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) CAP保護者向けワークショップについては、実施園の保護者にチラシを配布し、事業を周知しています。

(4) 毎年度2園で実施しています。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 子どもの表情が変わったり、主体的に遊ぶようになっていきます。また、暴力防止への理解が深まっている様子もうかがえました。

(6) 今後の保育のあり方を皆で考えるよい機会になっているようです。

## (2) 子どもの意見表明・参加の推進



# ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。

内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
6	重点事業 としま子ども会議 の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。			「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて 検討中 ②実施に向けて 検討中	①4人 ②0件	①16人 ②0件	①18人 ②0件	①17人 ②2件	①25人 ②5件	①30人 ②1件

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 参加者を募集する際に事業の目的を記載したチラシを配布するとともに、各テーマがどのような事業を行っている、子どもたちからどのような意見や提案がほしいのか等の主旨説明を初回の子ども会議で行ったうえで、取り組みたいテーマを子どもたちに選んでもらっています。

(2) 子どもたちからの意見等を区の取り組みに活用しています。また、子どもからの提案をより区の取り組みに反映できるよう、テーマを庁内各課から募集するとともに、子どもからの意見等を聞いて終わりにするのではなく、その提案の実現できないかテーマ所管課に検討してもらうため、区側が検討した内容を報告する場を設ける等、工夫して取り組んでいます。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 広報としま、HPへの掲載に加え、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童生徒向けに募集用チラシを配布しつつ、としまテレビにも出演し事業の広報・周知に取り組んでいます。また、今後はSNSを活用した事業の広報・周知も検討しています。

(4) 児童・生徒に興味を持ってもらえるようなデザインで小学生用と中高生用のチラシをそれぞれ作成し、なるべく生徒1人1人の目に留まるように、区立小学校・中学校の生徒には全員配付しました。また、今後は日本語があまり流暢に話すことや聞いたりすることができない外国ルーツの子どもも参加しやすくなるよう、子ども会議の場に通訳等を設置することも検討しています。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「みんなで一つの結論に向かっていく素晴らしさを実感した。」「学校ではできない貴重な経験をすることができた。」という事業に関して前向きな感想があったとともに、各回のアンケートを拝見すると「チームのみんなとの仲が深まった」「今日も新しい友達ができた」等、会議の内容以外の部分でも、参加した子どもたちの自己肯定感が高まっていく心境・様子が伺えました。

(6) 「子ども会議に関わってくださった大人の皆様が本気で子どもたちに向き合い子どもたちを尊重してくださっていることに感激した」「この取り組みは素晴らしいと感動した。子どもにとっても、親にとっても良い経験になった。」というような反響がありました。

## ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。

内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 募集開始前に公立小中学校を通じ対象児童生徒全員に事業の目的等を記載したチラシを配布しました。私立学校には電話連絡したうえでチラシを郵送で送りました。

(2) 子ども達の意見を施策に反映しやすいように庁内各課よりテーマを募集し、そのテーマについて意見交換等おこなった。その成果を意見発表会で区長等に発表し、関連各課で子どもの提案を反映できるか検討した。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 広報とし、HPへの掲載に加え、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童生徒向けに募集用チラシを配布しています。

(4) 小学生用と中高生用のチラシを児童生徒に興味を持ってもらえるようなデザインにリニューアルしました。また、公立小中学校の校長会では4・5月の2回に渡り周知のお願いをしました。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「一生懸命発表したことを、大人がみんなで考えてくれたことが嬉しかった。」「大人と一緒に豊島区をよりよくすることができると知りました。」などの感想があり、自分の意見を伝えることの大切さを知るきっかけとなりました。

(6) 子ども意見に真摯に向き合い検討する区の姿勢に感謝や驚きの感想が多くありました。また、区からの報告内容や報告会の実施方法についての改善の意見もありました。

# ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。  
 内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
7	子どもの参加推進事業	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。			区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; text-align: center;">                     放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することとなったため事業終了                 </div>							30人
【令和6年度子ども】									30人
(1) 事業を実施するにあたり、情報提供をどのようにしているか。 (2) 事業に子どもからの意見が反映されているか。									前と比べてどのような変化があるか。(保護者等)の意見



# ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。

内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
8	利用者会議の 開催	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。			子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。				
担当課	子ども若者課 放課後対策課	利用者会議 開催数	—	44回	中高生センター： 35回 子どもスキップ： 42回	中高生セン ター：32回 子どもスキップ： 105回	中高生セン ター：31回 子どもスキップ： 139回	中高生セン ター：36回 子どもスキップ： 145回	55回

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 月のお知らせで周知するとともに、児童による自主組織が運営している施設にあっては、事前に希望者を募集しています(スキップ)。実施導入時に、利用者会議の目的・意義を毎回説明しています(ジャンプ)。

(2) 利用者会議で出された児童の欲しいおもちゃやスキップのルールなどの提案に基づいて、新しいおもちゃを購入したり、ルール決めなどを行っています(スキップ)。施設運営やイベントの企画、遊具等の購入時等に活用しています(ジャンプ)。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 事前に月のお知らせで周知しています(スキップ)。毎月のお知らせやHP、SNS等を配信し周知しています(ジャンプ)。

(4) 基本的には当日に出席したすべての児童に参加してもらっています(スキップ)。参加の目的やメリットを伝えながら直接声を掛けています(ジャンプ)。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 自らの意見を表現するとともに、他者の意見を尊重することの重要性を認識するとともに、コミュニケーション能力の向上にもつながっています(スキップ)。自ら自主企画を立ち上げ、活動する等意見や希望を気兼ねなく発言する様子が見られました(ジャンプ)。

(6) 児童の成長を実感できたとの声をいただいています(スキップ)。子ども権利擁護委員から、子どもたちの話を聞きスタッフと議論する場がとても有意義な取り組みであるとの意見をいただきました(ジャンプ)。

# ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。

内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

## 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 実施導入時に、利用者会議の目的・意義を毎回説明しています。(ジャンプ) 月のお知らせで周知するとともに、児童による自主組織が運営している施設にあっては、事前に希望者を募集しています。(スキップ)

(2) 施設運営やイベントの企画、遊具等の購入時等に活用しています。(ジャンプ) 利用者会議で出された児童の欲しいおもちゃやスキップのルールなどの提案に基づいて、新しいおもちゃを購入したり、ルール決めなどを行っています。(スキップ)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 毎月のお知らせやHP、SNS等配信し周知しています。(ジャンプ) 事前に月のお知らせで周知しています。(スキップ)

(4) 参加の目標やメリット伝えながら直接声を掛けています。(ジャンプ) 基本的には当日に出席したすべての児童に参加してもらっています。(スキップ)

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) さらに積極的に活動したいと自主企画を立ち上げ、活動する事例がありました。(ジャンプ) 自らの意見を表現するとともに、他者の意見を尊重することの重要性を認識するとともに、コミュニケーション能力の向上にもつながっています。(スキップ)

(6) 子ども権利擁護委員から、子どもたちの話を聞きスタッフと議論する場がとても有意義な取り組みであるとの意見をいただきました。(ジャンプ) 児童の成長を実感できたとの声をいただいています。(スキップ)

## ②子どもの意見表明・参加の促進

目標：日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。

内容：施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
9	子ども地域活動支援事業	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。			子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	参加者数	—	81人	98人	243人	389人	371人	160人

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 参加者が決まった際に、個々に口頭で事業の意義等を説明しています。

(2) ジャンプのイベント実行委員や地域イベントのボランティア(ステージ出演も含む)等の活動において、参加する子どもの要望を可能な限り取り入れて地域とつなげていきます。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 毎月のお知らせやHP、SNS等配信、館内ポスターを掲示する等し、周知しています。

(4) 幅広く周知活動を行うと同時に、関心がありそうな利用者に積極的に声掛けを行っています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 参加することにより地域の方々、乳幼児・小学生等と関わることに興味を持った様子が見られました。

(6) 長崎獅子舞活動や高齢者イベントボランティア等で、地域の中で主体的に活動する子どもの姿を見て感動したとの意見、今後も中高生との交流を楽しみにしているとの反応がありました。

## ②子どもの意見表明・参加の促進

目標：日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。

内容：施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 参加者が決まった際に、個々に口頭で事業の意義等を説明しています。

(2) ステージ出演等の活動において、参加する子どもの要望を可能な限り取り入れて地域とつなげてます。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 毎月のお知らせやHP、SNS等配信、館内ポスターを掲示する等し、周知しています。

(4) 幅広く周知活動を行うと同時に、関心がありそうな方に積極的に声掛けを行っています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 参加することにより地域の方々、小学生等と関わることに興味を持った様子が見られました。

(6) 長崎獅子舞活動等で、地域の中で主体的に活動する子の姿を見て感動したとの意見がありました。

## ②子どもの意見表明・参加の促進

目標：日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。

内容：施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
10	青少年指導者養成事業	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップとフォロワーシップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。			小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	学習・スポーツ課	ジュニアリーダー講習会の開催回数	—	0回	6回	8回	8回	8回	10回

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 対象になる子どもたちに情報が行き届くよう、区内の小中学校にチラシを配布し、昨年度の活動内容についてもホームページへ掲載をしています。事業の意図については、ホームページに詳細を掲載し、配布するチラシから二次元コードで確認できるようにしています。  
(2) 講義形式ではなくグループワークをとおした実践が中心の活動で、子どもたちの意見を随時取り入れながら行っています。年度末には振り返りを行い、そこでの意見を次年度に生かす工夫もしています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 対象になる子どもたちに情報が行き届くよう広報としまへの掲載するとともに、チラシを作成し、区内の小中学校に配布、ホームページでも周知しています。また、昨年度参加者にも広報としま掲載時に募集がある旨をお知らせしています。申し込みは電子申請からとし、オンラインで申し込める体制を整えています。  
(4) 各回の事業の様子や事業の目的の詳細をホームページに掲載し、活動内容が伝わりやすくなるよう工夫をしています。昨年度の参加者には広報としま掲載時に募集の告知をし、口コミでも周知を行っています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 地域・学校・年齢の枠を超えた集団活動・体験活動を通して子どもたちのリーダーシップとメンバーシップを育み、仲間づくりやコミュニケーション能力の向上につながっています。また、この事業に参加したことがきっかけで、家でのお手伝いが増えたという声も聞いています。  
(6) 都会では味わえない自然体験を貴重な機会ととらえていただいています。子どもがジュニアリーダー講習会参加したことにより、自分から積極的にクラス委員に立候補したというお話も伺っています。

## ②子どもの意見表明・参加の促進

目標：日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。

内容：施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 対象になる子どもたちに情報が行き届くよう、区内の小中学校にチラシを配布し、昨年度の活動内容についてもホームページへ掲載をしています。事業の意図については、ホームページに詳細を掲載し、配布するチラシから二次元コードで確認できるようにしています。

(2) 講義形式ではなくグループワークをとした実践が中心の活動で、子どもたちの意見を随時取り入れながら行っています。年度末には振り返りを行い、そこでの意見を次年度に生かす工夫もしています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 対象になる子どもたちに情報が行き届くよう広報としまへの掲載するとともに、チラシを作成し、区内の小中学校に配布、ホームページでも周知しています。また、昨年度参加者にも広報としま掲載時に募集がある旨をお知らせしています。申し込みは電子申請からとし、オンラインで申し込める体制を整えています。

(4) 各回の事業の様子や事業の目的の詳細をホームページに掲載し、活動内容が伝わりやすくなるよう工夫をしています。昨年度の参加者には広報としま掲載時に募集の告知をし、口コミでも周知を行っています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 地域・学校・年齢の枠を超えた集団活動・体験活動を通して子どもたちのリーダーシップとメンバーシップを育み、仲間づくりやコミュニケーション能力の向上につながっています。また、この事業に参加したことがきっかけで、学校へ登校できるようになったとの声も聞いています。

(6) 都会では味わえない自然体験を貴重な機会ととらえていただけています。子どもがジュニアリーダー講習会参加したことにより、自分から積極的にクラス委員に立候補したというお話も伺っています。

### (3) 子どもの居場所・活動の充実



# ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
11	重点事業 中高生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。			中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。				
		①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①1,649人 ②18,762人	①1,893人 ②24,854人	①1,952人 ②27,457人	①2,037人 ②25,040人	①2,654人 ②36,691人	①2,000人 ②30,000人
担当課	子ども若者課								

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 日常会話や利用者会議、ジャンプパンフレットや月のおしらせ、HP、SNS等でジャンプ事業の目的・意義・内容を伝えています。

(2) 日常運営やイベントの企画・運営、遊具や漫画購入時等に中高生の意見を活用しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 年度初めにパンフレットを区立中学校1年生全校配布や公立及び私立高校、通信高校、関係機関に配架を依頼しています。また、毎月のおしらせの配布やHP・SNS等を配信し周知をしています。

(4) 広報活動に加えて、リピーターや友人を誘って来館してくれるよう居心地のよい雰囲気作りをしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 居場所がなく孤立していた中高生が来館を通じて他者とつながり、一歩を踏み出す変化が見られます。また、遊びや学習など友達と過ごす時間を楽しんでいる様子が見られます。

(6) 不登校等で悩んでいた保護者から「登校が難しい日に学校や家庭以外で過ごせる居場所が見つかり助かる。」と言われています。

## ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 日常会話や利用者会議、ジャンプパンフレットや月のおしらせ、HP、SNS等でジャンプ事業の目的・意義・内容を伝えています。

(2) 日常運営やイベントの企画・運営、遊具や漫画購入時等に中高生の意見を活用しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 年度初めにパンフレットを区立中学校1年生全校配布や公立及び私立高校、通信高校、関係機関に配架を依頼しています。また、毎月のおしらせの配布やHP・SNS等を配信し周知をしています。

(4) 広報活動に加えて、リピーターや友人を誘って来館してくれるよう居心地のよい雰囲気づくりをしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 居場所がなく孤立していた子どもが来館を通じて他者とつながり、一歩を踏み出す変化が見られます。

(6) 不登校等で親子関係に悩んでいた方から「安心して過ごせる居場所がみつきり助かる。」とされています。

# ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
12	重点事業 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。			小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	535,760人	302,177人	415,653人	526,031人	589,811人	606,632人	540,000人

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 入所説明会や保護者会を通じて事前の情報提供を行うとともに、希望者については事前にスキップを見学していただいています。

(2) 利用者会議である子ども会議で出された児童の欲しいおもちゃやスキップのルールなどの提案に基づいて、新しいおもちゃを購入したり、ルール決めなどを行っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 毎月のお知らせにより児童及び保護者に事業の周知をしています。

(4) 毎月のお知らせや、子どもスキップ前の掲示等で様々な行事やプログラムの予定を告知することで、多くの児童に来所してもらえるように努めています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 子どもスキップの特徴である異学年交流を通して、共感力、他者理解、リーダーシップスキルの発展や児童の視野の拡大につながっています。

(6) 保護者会や地域子ども懇談会において「児童が子どもスキップで過ごすことを非常に楽しみにしている」との声をいただいています。

## ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 入所説明会や保護者会を通じて事前の情報提供を行うとともに、希望者については事前にスキップを見学していただいています。

(2) 利用者会議である子ども会議で出された児童の欲しいおもちゃやスキップのルールなどの提案に基づいて、新しいおもちゃを購入したり、ルール決めなどを行っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 毎月のお知らせにより児童及び保護者に事業の周知をしています。

(4) 毎月のお知らせや、子どもスキップ前の掲示等で様々な行事やプログラムの予定を告知することで、多くの児童に来所してもらえるように努めています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 子どもスキップの特徴である異学年交流を通して、共感力、他者理解、リーダーシップスキルの発展や児童の視野の拡大につながっています。

(6) 保護者会や地域子ども懇談会において「児童が子どもスキップで過ごすことを非常に楽しみにしている」との声をいただいています。

# ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
13	放課後子ども教室事業	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組みます。			区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	放課後 対策課	述べ 実施回数	—	対面事業:212回 視聴回数:187回	対面事業：395回 視聴回数：1,210回	対面事業：917回	対面事業：1,008回	対面事業：1,462 回	2,000回

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 入所説明会や保護者会を通じて事前の情報提供を行うとともに、希望者については事前にスキップを見学していただいています。</p> <p>(2) 利用者会議である子ども会議で出された児童の希望する放課後の過ごし方を参考に、放課後子ども教室のプログラムの企画を行っています。</p>	<p>(3) 毎月のお知らせにより児童及び保護者に事業の周知をしています。</p> <p>(4) 体験会を実施したり、分かりやすいポスターを学校に掲示させていただいています。</p>	<p>(5) 地域住民の参加と協力を得て様々なプログラムを提供することで、豊かな人間性を育てています。</p> <p>(6) 「児童の成長を実感できるとともに新たな一面を発見できている」との声をいただいています。</p>

## ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 入所説明会や保護者会を通じて事前の情報提供を行うとともに、希望者については事前にスキップを見学していただいています。

(2) 利用者会議である子ども会議で出された児童の希望する放課後の過ごし方を参考に、放課後子ども教室のプログラムの企画を行っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 毎月のお知らせにより児童及び保護者に事業の周知をしています。

(4) 体験会を実施したり、分かりやすいポスターを学校に掲示させていただいています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 地域住民の参加と協力を得て様々なプログラムを提供することで、豊かな人間性を育てています。

(6) 「児童の成長を実感できるとともに新たな一面を発見できている」との声をいただいています。

# ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
14	子ども食堂ネットワーク	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。			地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。				
		登録食堂数	—	21食堂	25食堂	23食堂	23食堂	20食堂	30食堂
担当課	子ども若者課								

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子ども食堂ネットワークでは会議に合わせて子どもが安全・安心に過ごせる居場所についての研修を実施しています。周知リーフレットやホームページに情報を掲載しています。

(2) 食材やお菓子などを子どもに渡す際どれがいいか選ぶようにするなど、大人との会話の中で自分の意見を出せるような工夫をしています。また季節イベントにおいて子どもからやりたいことを聞いて実現している事例もあります。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) ホームページに子ども食堂の開催状況を掲載しています。毎月子ども食堂に次回の予定や変更点などを調査し最新の情報を掲載しています。

(4) ホームページには雰囲気分かるよう写真やポスターを掲載する子ども食堂もあり、利用者が初めての子ども食堂にも行きやすくなるよう工夫しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) オープン前に子どもたちが子ども食堂に集まり、「お手伝いできることある？」とスタッフに聞いており、子どもたちも子ども食堂が「安心できる居場所」として親しみをもってくれている様子が伺えました。

(6) ほとんどの子ども食堂が会食を再開し、保護者がスタッフと世間話しながら食事しており、和やかで活気のある雰囲気を見受けられます。

## ①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子ども食堂ネットワークでは会議に合わせて「安全・安心に過ごせる居場所づくり」についての研修を実施しています。周知リーフレットやホームページに情報を掲載しています。

(2) 食材やお菓子などを子どもに渡す際どれがいいか選ぶようにするなど、大人との会話の中で自分の意見を出せるような工夫をしています。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) ホームページに子ども食堂の開催状況を掲載しています。毎月子ども食堂に次回の予定や変更点などを調査し最新の情報を掲載しています。

(4) リーフレットを作成し、区内核施設で配布している。開催状況の変化が多いためホームページのQRコードを掲載し、最新情報が検索できるようにしています。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) オープン前に子どもたちが子ども食堂の前に集まり「まだ～」とどろんこの手をガラス戸に貼り付け声をかけてくる子どもたちに、「手を洗って待ってね」というスタッフとの会話があり、子どもたちも子ども食堂が「安心できる居場所」として親しみをもってくれている様子が伺えました。また、おまけのおもちゃを選んでもらう際には長いこと悩んで「これにする」と指さす幼児の姿がありました。

(6) コロナ禍では弁当配付に切り替える食堂がほとんどでしたが、少しずつ会食を再開する食堂が増えてきました。月に1～2回の開催の子ども食堂がほとんどですが、スタッフなどとの会話を楽しむ姿が見受けられます。

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
15	重点事業 プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。			子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①30,208人 ②10回	①31,901人 ②8回	①34,785人 ②9回	①28,707人 ②9回	①26,230人 ②6回	①35,000人 ②20回

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 池袋本町プレーパークの情報を掲載したどろんご通信を季節ごとに発行し小学校や保育園に配布しています。ホームページでも情報を掲載しています。

(2) 子ども達が自由な発想で、自分の思うように遊ぶのがプレーパークなので、子どもの「やってみよう」ことを実現できるように実施しています。危険がないようにプレーリーダーが見守っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) ホームページやどろんご通信、事業者のSNSで事業や開催状況の情報を発信しています。また、季節のイベントなどはSNS等にも掲載し、乳幼児の保護者にも広く周知しています。

(4) 近隣の小学校では事業者が直接学校に伺い、児童全員へのチラシの配布依頼をし、子ども一人一人に情報を届けています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 子ども達は豊かな発想で遊びを展開しています。泥団子作りから疑似のお店を開設し、仮想の商売を始める遊びを進展させています。また、大きい穴を作ると宣言し、数メートルの穴を掘り続けるなど粘り強く頑張る姿も見られます。

(6) 小学生等だけでなく、保育園も利用してくれていることから、保護者やスタッフからも、子どもたちが安全に遊ぶことができ様々な体験もすることができる場として、好意的に感じてくれている様子が伺えます。

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 池袋本町プレーパークの情報を掲載したどろんご通信を季節ごとに発行し小学校や保育園に配布しています。ホームページでも情報を掲載しています。

(2) 子ども達が自由な発想で、自分の思うように遊ぶのがプレーパークなので、子どもの「やってみたい」ことを実現できるように実施しています。危険がないようにプレーリーダーが見守っています。

(3) ホームページやどろんご通信、事業者のSNSで事業や開催状況の情報を発信しています。また、季節のイベントなどは母子手帳アプリ「母子モ」にも掲載し、乳幼児の保護者にも広く周知しています。

(4) 近隣の小学校では事業者が直接学校に伺い、児童全員へのチラシの配布依頼をし、子ども一人一人に情報を届けています。

(5) 子ども達は豊かな発想で遊びを展開しています。泥団子作りから団子屋さんに変化し、次の日にはお団子を乗せる器などを葉っぱなどで作るといった、遊びを発展させています。また、火起こしを「やる！」といい毎日チャレンジし、何日か後に火が起こせるようになるなど、粘り強く頑張る姿も見られます。

(6) 小学生等だけでなく、保育園も利用してくれていることから、保護者やスタッフからも、子どもたちが安全に遊ぶことができ様々な体験もすることができる場として、好意的に感じてくれている様子が伺えます。

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
16	小学校開放事業	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。			放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	放課後対策課	実施施設数 (全小学校22校)	—	22校	22校	22校	22校	22校	22校

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 「校庭開放だより」を通して、児童へ事前周知しています。

(2) 児童から学校開放管理員等に対して、例えば、一輪車を増やして欲しいと要望が出た場合、各学校に設置している学校開放運営委員会等で検討のうえ、購入しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 「校庭開放だより」を通して、児童へ周知しています。

(4) 学校開放運営委員会において、校庭開放の運用方法について定期的に見直しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 豊かな心と健やかな体の育成に寄与しています。また、児童間の交流を生み、学校生活を楽しむきっかけ作りにつながっています。

(6) 児童が安全に遊べる環境を確保することで、保護者の安心につながっている。

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 「校庭開放だより」を通して、児童へ事前周知しています。

(2) 児童から学校開放管理員等に対して、例えば、一輪車を増やして欲しいと要望が出た場合、学校開放運営会等で検討のうえ、購入しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 「校庭開放だより」を通して、児童へ周知しています。

(4) 各学校に設置している学校開放運営委員会において、校庭開放の運用方法について定期的に見直しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 豊かな心と健やかな体の育成に寄与しています。また、児童間の交流を生み、学校生活を楽しむきっかけ作りにつながっています。

(6) 児童が安全に遊べる環境を確保することで、保護者の安心につながっている。

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
17	公園・児童遊園 新設改良事業	近くの公園に対し区民満足度が増し、子どもたちが活用したいと思う公園を整備していきます。			既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	公園緑地課	新設・改修公園数 2園/年	—	2園	2園	2園	3園	2園	10園(累計)

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) アンケートや直接聴取、ニュースなどの発行により情報を提供しています。

(2) 設計検討の材料の一つとして、特に遊具についての意見は重点的に活用しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) ホームページ、区の広報、SNSや町会の回覧、学校等へチラシの直接配布等で周知しています。

(4) 中小規模公園活用プロジェクトで行っている井戸端会議に出席してもらえるよう近隣小学校や区民ひろばへチラシの配布等を行っています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 特にヒアリングは実施していないが、利用者が多くなっています。

(6) 特にヒアリング等は行っていないが、概ね満足しているようです。

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) WSや直接聴取、ニュースなどの発行により情報を提供しています。</p> <p>(2) 設計検討の材料の一つとして活用しています。</p>	<p>(3) ホームページ、区の広報、SNSや町会の回覧等で周知しています。</p> <p>(4) 中小規模公園活用プロジェクトで行っている井戸端会議に出席してもらえるよう近隣小学校や区民ひろばへチラシの配布等を行っています。</p>	<p>(5) 特にヒアリングは実施していないが、利用者が多くなっています。</p> <p>(6) 特にヒアリング等は行っていないが、概ね満足しているようです。</p>

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
18	「としまキッズパーク」の整備・運営	障がいがある子もない子も安心して遊べる場の充実を図ります。			造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。 (令和2年度より、「9月」に変更)				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	公園緑地課	利用者数	—	70,618人	101,997人	127,532人	115,422人	113,040人	440,000人 (累計)

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 整備時は、障害者団体などと意見交換を行い整備しました。

(2) 暑さ対策などの意見を取り入れ、利用環境の向上を図りました。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) ホームページや区の広報にて周知しています。

(4) 近隣小学校と連携し植栽管理を行ったり、季節ごとに子供向けワークショップを開催し、利用を促進しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 様々な立場の子どもと一緒に遊ぶことで交流が生まれています。

(6) 令和5年に行ったアンケートでは、約9割の利用者から満足との回答を受けています。

## ②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。

内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 整備時は、障害者団体などと意見交換を行い整備しました。

(2) 暑さ対策などの意見を取り入れ、利用環境の向上を図りました。

(3) ホームページや区の広報にて周知しています。

(4) 近隣小学校と連携し植栽管理を行ったり、季節ごとに子供向けワークショップを開催し、利用を促進しています。

(5) 様々な立場の子どもと一緒に遊ぶことで交流が生まれています。

(6) 令和5年に行ったアンケートでは、約9割の利用者から満足との回答を受けています。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
19	子どものための文化体験事業（計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」） <b>重点事業</b>	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。			区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
<b>担当課</b>	文化事業課（計画策定時：文化デザイン課） 保育課（R6事業 廃止）	①演劇公演 ②鑑賞教室 ③ワークショップ ④保育園ワークショップ ⑤ぞうしがやこどもステーション (実施回数、延べ参加者数)	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、視聴人数24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人	①視聴人数 6,077人 ②3回、128人 ③1回、35人 ④20園、549人 ⑤26回、623人	①0回、0人 ②8回、491人 ③5回、98人 ④20園、574人 ⑤37回、540人	①廃止（事業見直し） ②8回、432人 ③2回、30人 ④20園、434人 ⑤41回、849人	①廃止（事業見直し） ②9回、562人 ③2回、40人 ④20園、515人 ⑤41回、1,168人	①廃止（事業見直し） ②12回、648人 ③2回、47人 ④事業廃止 ⑤56回、1,530人	現状値と同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 広報としま、全園児、児童、生徒へのチラシ配布、区内掲示板、WEBサイトや母子モなどSNSの発信で行っている。

(2) 演目やプログラム自体が、会場の空気を巻き込みながら展開していく作りになっており、子どもが現場で発した発言や表現を一緒に巻き込みながらクリエーションをすることで、子どもたちの創造性を活かすようにしている。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) さきほど(1)で記載したほか、サンシャインシティやそごう・西武、WACCAなど区内企業へのチラシの配架協力を得られたことで、様々な子どもたちが目に触れる機会を提供した。

(4) アート体験をする機会の少ない外国籍のお子さん、障害を持ったお子さんなどに対し、言葉の壁や障害の壁を感じることができないように、ノンバーバルな作品やワークショップを行う旨を広報の際に積極的に掲載している。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 普段触れることのない、演劇や音楽やダンス、造形などを体験することで、アイデアや表現を積極的に行い、自分自身に自信をもつ瞬間が垣間みるなどの変化があった。

(6) 親子で参加できるプログラムも多数あり、お子さんのいつもとは違う瞬間を垣間見ること、子どもの新たな発見を知れるのはうれしいという声を多く頂いた。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

#### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 各事業の対象年齢に合わせ、文字情報だけではなく、イラストや写真なども組み合わせて子どもの興味を引く仕掛けを行っています。そのうえで、目的や意図が伝わるような広報物を作成しています。(文化デザイン課)

(2) プログラム実施後に毎回アンケートを実施し、参加者の意見をふまえ、一人一人が楽しめるようにプログラムの内容を調整しています。また、イベント実施中においても、参加者の反応を見ながら事業を進めています。(文化デザイン課)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 各事業の対象年齢に合わせ、区内の幼稚園・保育園・小中学校への配布や、区立施設へのチラシ配布・配架を行っています。(文化デザイン課)

(4) 事業内容がわかりやすいチラシの作成や、参加費の低価格設定をしています。また、区民ひろばや子どもスキップ、保育園など、日常生活の中で文化芸術体験ができる会場で事業を行っています。(文化デザイン課)

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 集中して鑑賞したり、積極的にワークに参加したりする参加者の様子や、アンケートでのポジティブなコメントから、子どもたちにとって有意義な体験になっていると伺えます。(文化デザイン課)

(6) 親子で参加するプログラムでは、子どもがこれまでにない表情・集中力を見せたという声や、保護者自身も文化体験を楽しめたという声をいただいております。アンケート結果も好評でした。(文化デザイン課)

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
20	次世代育成事業 助成	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。			区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	文化企画課(計画策定時：文化デザイン課)	体験プログラム数	—	2プログラム	7プログラム	5プログラム	10プログラム	11プログラム	6プログラム

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) すべての子どもたちに情報を届けるため、対象事業の広報物において、視覚的に事業への興味を持たせるためにイラストなどを組み合わせる仕掛けや、子どものみを対象とした事業では学年に関わらず情報取得を可能とするためフリガナをつける工夫をこらした。そのうえで、目的や意図が伝わるような広報物を作成している。

(2) 児童館へのアウトリーチでは、毎回アーティスト、スタッフ、館の担当者を交えてフィードバックを行ったり、アンケートやイベント実施中の子どもとの対話を通して、より子ども達が楽しめる環境づくりを行っている。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区内教育施設（全児童配布含む）への配布や、近隣掲示板への掲載を行っている。

(4) 見て内容がわかりやすいチラシの作成や、子ども料金の設定に合わせて、保護者も参加しやすい料金にすることで、参加しやすい環境を整えている。さらに、子どもスキップと連携し、劇場に来なくても日常生活の中で文化芸術体験できる場を作り出すアウトリーチ事業を実施している。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 実施後のフィードバックを通して分かったことは、普段集団行動が苦手な子や、比較のおとなしめな子もアーティストによるパフォーマンスを通して楽しんでいた様子が印象的だったとの意見があった。また、ワークショップやコンサートでは、子ども用のアンケートを作成し、まっすぐな子どもたちの意見を集める事ができている。

(6) 保護者も参加できるワークショップでは、普段見られない子どもの姿を見れたことに感銘を受けているという感想が多くみられた。鑑賞型公演では親子連れで来場される方が多く、アンケート結果も好評だった。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

#### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) すべての子どもたちに情報を届けるため、対象事業の広報物において、フリガナをつける工夫を行っている。文字情報だけでなく、イラストなども組み合わせ、子どもの興味を引く仕掛けを行っています。そのうえで、目的や意図が伝わるような広報物を作成しています。

(2) 学校アウトリーチ事業やインリーチ型の連続ワークショップ事業では、簡単な感想文やアンケートを書いてもらい、それらをフィードバックすることで継続事業の内容のブラッシュアップを図っています。また、イベント実施中においても、子どもとの対話を通して、事業を進めています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区内教育施設への配布や、近隣掲示板への掲載を行っています。

(4) 一人でも多くの子どもたちが参加できるよう、事業内容がわかりやすいチラシの作成や、子ども料金を設定することで、参加しやすい環境を整えています。さらに、子どもスキップと連携し、劇場に来なくても日常生活の中で文化芸術体験できる場を作り出すアウトリーチ事業を実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 子どもたちにとって初めてに近い体験を得る事になる文化芸術事業は、子どもたちの創造性を刺激し、新しい気づきや発見があり、有意義な時間となったことが、アンケートから伺うことができました。

(6) 鑑賞型事業への参加者は、保護者が「参加させたい」という意志のもとに参加される方が多いです。子どもと来場しやすい環境を整えることで、親子連れで来場される方が多く、アンケート結果も好評でした。また、アウトリーチ事業では、先生からのヒアリングも行い、報告書に記載しています。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
21	アトカル・マジカル学園	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。		「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン	東京都へ事業移管したため廃止						『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度
【子どもの権利保								
(1) 事業を実施するに 情報提供をどのよ								加前と比べてどのよう
(2) 事業に子どもからの しているか。								人（保護者等）の
(1) 担当課回答								
(2) 担当課回答								



### ③活動・体験機会の充実

**目標：**子どもの体験機会の充実を図ります。  
**内容：**子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもに読書機会の提供をします。			子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年 度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	図書館課	おはなし会等、読書普及企画の実施	—	新型コロナ感染拡大防止のため、事業自体は未実施だが、代替的にテーマ展示会を行った。	3回	5回	143回	196回	年1回以上

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) わかりやすく子どもの興味を引くよう配慮したポスターを作成するほか、お正月のかるた会など季節に合ったイベントを恒例行事としています。</p> <p>(2) これまでに子ども向け事業の実施時にいただいた子どもたちの意見や感想を計画時に参考にしています。イベント開催中においても反応を見て絵本を変更するなど子どもに寄り添った対応をしています。</p>	<p>(3) 館内や本庁舎等にポスターを掲示するほか、チラシの配布、図書館ホームページやSNS等により情報提供を行っています。</p> <p>(4) 申し込みを不要、もしくは簡略化しています。参加料を無料とすることで気軽に参加できるようにするほか、子どもの生活により身近な学校図書館司書経由で周知を図る等の工夫をしています。おはなし会後のシール集めによるプレゼントも大好評でした。</p>	<p>(5) 読み聞かせをした図書の貸出を嬉しそうに借りていく子、何度もおはなし会に足を運ぶことで長いお話を聴けるようになる子など、子どもたち一人ひとりが成長しています。</p> <p>(6) 時間前から集合している家族連れも多く、わらべうた等保護者自身も楽しんでいる様子が見て取れます。概ね好評をいただいています。</p>

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

#### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 大切な子どもの権利「愛情と理解をもって育まれる（安心して生きること）」「いろいろな事柄に触れ自分らしく成長すること（かけがえのない時を過ごすこと）」が守られていることが伝わるよう留意しておはなし会を行っています。

(2) 子どもたちの反応を見て読み聞かせをする作品を選択するほか、リクエストに応じる対応も行います。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区内小学校を訪問し、学校図書館司書に区立図書館でのおはなし会を紹介しているほか、館内掲示板やポスターを設置しています。区立図書館HPやパンフレットの配布も行っています。

(4) 当日に来館している子どもへ声掛けをするほか、おはなし会参加者にシールを配付し一定数集まるとプレゼントを差し上げています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 図書館に親しみを持ち、図書館に足しげく通ってくれるようになっています。

(6) おはなし会当日に実施の有無について電話照会があったり、始まる前から会場で待機する親子が見受けられます。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
23	生涯スポーツ推進事業	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。			子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	学習・スポーツ課	事業数	—	6事業	13事業	19事業	21事業	23事業	35事業

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 事業ごとに具体的な実施内容を定め、対象となる子どもたちに情報が行き届くよう、チラシ、ホームページなどによる情報提供を行っています。

(2) 対象になる子どもたちに情報が行き届くよう、区内の小中学校にチラシを配布し、活動内容についてもホームページへ掲載をしています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 学校へのチラシ配布やホームページ掲載、各体育施設掲示などでの周知が中心ですが、スポーツ協会の定例会議での周知など、実施競技の枠を超えてより多くの子どもたちに周知を行っています。

(4) 実施事業の内容や目的を定め、参加を希望する子どもたちにとってより具体的に事業の内容がイメージできるよう意識しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 様々なスポーツ体験をするなかで、心身の健康づくりの大切さや、礼儀、仲間とのコミュニケーションなど、多くの気づきにつながる様子が見受けられました。

(6) 「スポーツの体験によって子どもたちの心身の健全育成につながる。」という意見がありました。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

#### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 事業ごとに具体的な実施内容を定め、対象となる子どもたちに情報が行き届くよう、チラシ、ホームページなどによる情報提供を行っています。

(2) 対象になる子どもたちに情報が行き届くよう、区内の小中学校にチラシを配布し、活動内容についてもホームページへ掲載をしています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 学校へのチラシ配布やホームページでの周知が中心ですが、スポーツ協会の定例会議での周知など、実施競技の枠を超えてより多くの子どもたちに周知を行っています。

(4) 実施事業の内容や目的を定め、参加を希望する子どもたちにとってより具体的に事業の内容がイメージできるよう意識しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 様々なスポーツ体験をするなかで、心身の健康づくりの大切さや、礼儀、仲間とのコミュニケーションなど、多くの気づきにつながる様子が見受けられました。

(6) 「スポーツの体験によって子どもたちの心身の健全育成につながる。」という意見がありました。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
15	プレーパーク事業【再掲】	子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会の充実を図ります。			子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	出張プレーパーク 実施回数	—	10回	8回	9回	9回	6回	20回

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 出張プレーパークのチラシを作成し、近隣小学校や保育園に配付しています。

(2) 子ども達が自由な発想で、自分の思うように遊ぶのがプレーパークなので、出張プレーパークでも子どもの「やってみよう」ことを実現できるように実施しています。危険がないようにプレーリーダーが見守っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 出張プレーパークのチラシを作成し、近隣小学校や保育園に配付しています。また、母子手帳アプリの「母子モ」にも情報を掲載し、乳幼児の親子連れにも情報を発信しています。

(4) コロナ禍では利用者を限定して保育園など、利用者が把握できる施設で実施していたが、今年度から、近隣の園庭のない保育園や近隣の子育て世帯も利用できるよう平日の公園で実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) シャボン玉を楽しそうに作って走り回っている園児、ダンボールでボールをコロコロ転がす園児、園庭のない子どもにとって外で遊ぶことを本当に楽しみにしていたようです。

(6) 保護者・保育園の先生たちから「子ども達が何日も前から出張プレーパークを楽しみにしていたんです」と感想をいただき大変好評でした。

### ③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

#### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 出張プレーパークのチラシを作成し、近隣小学校や保育園に配付しています。

(2) 子ども達が自由な発想で、自分の思うように遊ぶのがプレーパークなので、出張プレーパークでも子どもの「やってみたい」ことを実現できるように実施しています。危険がないようにプレーリーダーが見守っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 出張プレーパークのチラシを作成し、近隣小学校や保育園に配付しています。また、母子手帳アプリの「母子モ」にも情報を掲載し、乳幼児の親子連れにも情報を発信しています。

(4) コロナ禍では利用者を限定して保育園など、利用者が把握できる施設で実施していたが、昨年度から、近隣の園庭のない保育園や近隣の子育て世帯も利用できるよう公園での実施としました。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 参加した幼児がカラーボールを長いトレイに入れ「わっしょい！わっしょい！」と運んでいると数人が集まりみんなで「わっしょい！わっしょい！」声を出して運んでいました。保育園の子どもと地域の子どもが混ざって遊ぶことで、それぞれの刺激になっている様子が見受けられました。

(6) 保護者からは「自分も昔こんな風に遊んだことを思い出しました。」と感想をいただきました。昨年実施した区民ひろば職員からは、参加者が少ないことを心配していましたが、近隣の保育園からも遊びに来てくれて賑やかなイベントになりましたとの感想がありました。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
24	重点事業 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。			コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	福祉総務課	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①6回 ②58人	①14回 ②61人	①23回 ②190人	①22回 ②305人	①25回 ②315人	①65回 ②1,400人

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 小学校の副校長に事業説明を行い、事業への理解をもらった上で、小学校から家庭へ学習会のチラシを配布してもらっている。子ども、親には配布チラシに、事業の内容等を明記して伝えている。

(2) 学習内容、お楽しみ企画などに、個々の子どもの意見を取り入れられるように、検討して活動に反映している。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) CSWが作成した学習会のチラシを、小学校から家庭に配布してもらっている。また、令和6年度には民生児童委員との連携強化のため、改めて事業説明を行い、支援を必要とする家庭の情報提供依頼を行った。

(4) 子ども達が継続して参加してもらえるように、子ども達が安心かつ楽しめる雰囲気づくりに努めている。また、小学校には、子ども達に関して情報共有をしつつ、お互いに家庭へ声掛けも継続して行っている。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 最初はボランティアと話すこともできなかった子どもが、参加後にはボランティアへ自分の話をしたり、笑顔を見せるようになるなどの変化が見られた。

(6) 夏休み期間中に、夏休みの宿題を終わらせることができ良かった、などの感謝の言葉が聞かれた。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 小学校に事業説明を行い、事業への理解してもらった上で、小学校から家庭へ学習会のチラシを配布してもらっている。子ども、親には配布チラシに、事業の内容等を明記して伝えている。

(2) 学習内容、お楽しみ企画などに、個々の子どもの意見を聞き入れて検討し、反映している。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) CSWで学習会のチラシを作成し、小学校から家庭へ学習会のチラシを配布してもらっている。

(4) 子ども達が継続して参加してもらえるように、子ども達が安心かつ楽しめる雰囲気づくりに努めている。また、小学校と子ども達に関して情報共有をしつつ、お互いで家庭への声掛けも継続して行っている。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 最初はボランティアと話すこともできなかった子どもが、参加後にはボランティアへ自分の話をしたり、笑顔を見せるようになってきている。

(6) 夏休み期間中に、夏休みの宿題を終わらせることができ良かった、などの感謝の言葉が聞かれた。

**目標：**学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。  
**内容：**区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

## ④ 学習支援の充実

No.	事業名	事業目標	事業内容						
25	としま地域未来塾 (計画策定時：としま未来塾)	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。						
		<b>目標</b>	<b>現状値 (令和元年度)</b>	<b>令和2年度実績</b>	<b>令和3年度実績</b>	<b>令和4年度実績</b>	<b>令和5年度実績</b>	<b>令和6年度実績</b>	<b>目標値 (令和6年度)</b>
<b>担当課</b>	放課後対策課 (計画策定時：指導課)	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	—	区立中学校8校の生徒を対象に、毎週土曜日、一回2時間の学習支援を実施。 年39日 各回40人	区立中学校8校の生徒を対象に、毎週土曜日、一回2時間の学習支援を実施。 年34日(68回)各回4人 夏季休業中の平日3日(6回)	区立中学校8校の生徒を対象に、毎週土曜日、一回2時間の学習支援を実施。 年34日(68回)各回4人 夏季休業中の平日3日(6回)	中学校8校の生徒を対象として区内3か所で実施。 年33日(130回) 夏季休業中の平日3日(6回) 延べ参加者数455人	中学校8校の生徒を対象として区内4か所で実施。 年83日(139回) 夏季休業中の平日4日(6回) 延べ参加者数594人	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行う。

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 対象者(区立中学生)全員へ個別チラシで事業の意図などを周知しています。

(2) 参加者からの要望により夏休み企画など臨機応変に開催しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) チラシ・ホームページ・Xを用いて周知しています。

(4) 校長会での周知により学校との連携で周知したり、これまで参加していた生徒への呼びかけをしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 学習をする場であるとともに、家族や教員以外の大人が関わることで、コミュニケーションを図る場にもなりサードプレイスの機能も果たしていることで、居心地が良いと感じる生徒が多く見受けられます。

(6) 学校には行きにくい生徒の居場所になっていたり、日本語が全く分からない生徒の日本語習得サポートになっているとの意見がありました。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 対象者（区立中学生）全員へ個別チラシで事業の意図などを周知しています。

(2) 参加者からの要望により夏休み企画など臨機応変に開催しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) チラシ・ホームページ・X（旧ツイッター）

(4) 校長会での周知により学校との連携で周知したり、これまで参加していた生徒への呼びかけをしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 学習をする場であるとともに、家族や教員以外の大人が関わることで、コミュニケーションを図る場にもなりサードプレイスの機能も果たしていることで、居心地が良いと感じる生徒が多く見受けられます。

(6) 学校には行きにくい生徒の居場所になっていたり、日本語が全く分からない生徒の日本語習得サポートになっているとの意見がありました。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

No.	事業名	事業目標		事業内容					
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
26	小・中学校補習 支援チューター 事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。		各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。					
担当課	指導課	各学校に大学生等を補習支援チューターを配置する校数	—	大学生等を補習支援チューターとして配置した。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。	活用を継続する

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 各学校では、内容を創意工夫しながら事前の情報提供を実施しています。

(2) 日常の授業とは違い、個別指導が中心となるため、直接チューターに自分の思いを伝えてもらっています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 各学校では、ホームページや手紙等を活用して、適宜周知しています。

(4) 子ども一人一人の学習状況を踏まえて実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 授業では聞きづらい疑問を解消できたとの声がありました。

(6) 自身の子が、学習の定着を確実に図っていることに好意的な声があります。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 各学校で、内容を創意工夫しながら事前の情報提供を実施しています。

(2) 日常の授業とは違い、個別指導が中心となるため、直接チューターに自分の思いを伝えてもらっています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 各学校で適宜取組内容を広報しています。

(4) 子ども一人一人の学習状況を踏まえて実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 授業では聞きづらい疑問を解消できたとの声がありました。

(6) 自分の子どもが、学習の定着を確実に図っていることに好意的な声があります。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。			ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。				
		高校への進学率 100%	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
担当課	子育て支援課								

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 事業申し込み時に保護者とは別に子どもへのアンケートを行い、それを踏まえた上で、委託業者にも事業開始前に本人の意向を組むよう面接を必須としています。

(2) アンケートを実施し、当事者としての意見を事業に反映させています。

(3) 郵送による募集チラシの送付をおこなっています。

(4) 配布物に関して、保護者向けだけでなく子どもに訴える内容に工夫しています。

(5) 授業についていけるようになりました。不登校の子も通えるようになりました。身近な将来モデルを示すことで将来への希望を持つことができました。学習だけではなく居場所としても利用ができました。

(6) 良好に学習に取り組むことができたとの報告がほとんどですが、若干期待と違ったという反応もありました。家庭以外で相談できる場所としての機能を期待していた点は満足、という意見がありました。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 事業前に親とは別に面接を行い、事業の目的を話し、将来についての希望を聞き取っています。委託業者にも事業開始前に本人の意向を組むよう面接を必須としています。

(2) アンケートを実施し、当事者としての意見を事業に反映させています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 郵送による募集チラシの送付をおこなっています。

(4) 配布物に関して、保護者向けだけでなく子どもに訴える内容に工夫しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 同じ境遇だからこそその学校を超えた友人関係を作れました。不登校の子も通えるようになりました。身近な将来モデルを示すことで将来への希望を持つことができました。

(6) 良好に学習に取り組むことができたとの報告がほとんどですが、若干期待と違ったという反応もありました。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
28	としま子ども学習 支援ネットワーク 「とこネット」	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。			地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。				
		とこネット定例会 開催数	—	6回	12回	12回	12回	12回	12回
担当課	福祉総務課								

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 社会福祉協議会のホームページ等で、どの地区でどの学習支援団体が活動しているか情報を提供しています。

(2) 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 社会福祉協議会のホームページ等で、どの地区でどの学習支援団体が活動しているか情報を提供しています。

(4) とこネットに登録している学習支援教室の情報が一目でわかるマップを作成し、区内施設や学校などに配布しました。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) わからなくても先に進んでしまう学校の授業とは違い、自分のペースにあわせて分からないところを教えてくれるため、安心して勉強することができるとの意見がありました。

(6) 子どもが学校の勉強についていけなかったが、学習会に参加したおかげで遅れを取り戻し、進学することができて感謝しているとの意見がありました。

## ④ 学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 社会福祉協議会のホームページ等で、どの地区でどの学習支援団体が活動しているか情報を提供しています。

(2) 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 社会福祉協議会のホームページ等で、どの地区でどの学習支援団体が活動しているか情報を提供しています。

(4) ボードゲーム大会や企業と連携して新商品を企画するなど、体験学習やイベントを通して楽しめるような工夫を行っています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 不登校状態から、通学が可能になったことがいるとの意見がありました。

(6) 放課後に安心して子どもを預けられる場所で学習支援を受けることができ、大変良かったとの意見がありました。

## (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済



# ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標		事業内容					
29	重点事業 子ども虐待防止ネットワーク	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。		①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。					
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター (※令和5年2月以降は、児童相談課も協働)	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①1回 ②30回	①1回 ②44回	①2回 ②44回	①2回 ②43回	①2回 ②38回	①2回 (毎年度回数を維持) ②40回

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し、区民ひろばに子どもでも読めるポスターを掲示しています。</p> <p>(2) 事業周知にあたって、対象年齢を子どもからの意見に合わせました。</p>	<p>(3) 子どもが親しみやすいよう、キャラクターを使用している。また、保育園、小中学校に出向き事業についての案内や講座を実施しています。</p> <p>(4) キャラクターのぬいぐるみを作製し、小中学校の目のつく場所に置いてもらいました。また、子ども向けに啓発イベントを実施しています。</p>	<p>(5) 相談窓口の職員と顔見知りになり、相談の敷居を下げられました。参加への積極性が出てきていました。</p> <p>(6) 子どもの作成した資料をじっくり読む姿が見られ、意識の高まりを感じました。</p>

## ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し、区民ひろばに子どもでも読めるポスターを掲示しています。

(2) 事業周知にあたって、対象年齢を子どもからの意見に合わせました。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子どもが親しみやすいよう、キャラクターを使用している。また、保育園、小中学校に出向き事業についての案内や講座を実施しています。

(4) 子ども向けに啓発イベントを実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 相談窓口の職員と顔見知りになり、相談の敷居を下げられました。

(6) 周囲の大人の反応についての把握は今後の課題だと感じています。

# ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

**目標：**児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。  
**内容：**児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
 いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標	事業内容						
30	重点事業 いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。						
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 82.2% 中学校 96.8% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 81.5% 中学校 78.1% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 81.5% 中学校 78.1% ②職層に応じ年3回実施	①小学校80.0% 中学校90.9% ②職層に応じ年3回実施	①小学校77.5% 中学校63.3% ②職層に応じ年4回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) いじめ問題はすべての子どもたちが安心して通うことができる学校づくりに関わる問題として、いじめ問題対策委員全員で共通理解しています。  (2) いじめ問題対策委員に小中の学校長も入り、実際に対応している学校の状況を聞きながら検討を進めています。	(3) 教育だより等を通じて、いじめ問題対策委員会について広報に努めています。  (4) いじめ問題対策委員会にて作成した資料は、校長会等で周知するだけでなく、研修においても活用し、周知しています。	(5) 各学校では、心理検査やいじめ実態調査の結果を分析し、一人一人に必要な支援を行うなど、いじめの未然防止を目指した対応を行っています。  (6) 子どもたちが安心して学校に通うために、様々な大人が見守りを行う必要があることを共通理解しています。

## ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) いじめ問題はすべての子どもたちが安心して通うことができる学校づくりに関わる問題として、いじめ問題対策委員全員で共通理解しています。

(2) いじめ問題対策委員が、直接学校を訪問する機会を作り、子どもたちの実際の様子を見ながら検討を進めています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 教育だより等を通じて、いじめ問題対策委員会について広報に努めています。

(4) いじめ問題対策委員会は、教育委員会の委嘱委員会として実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 各学校では、心理検査やいじめ実態調査の結果を分析し、一人一人に必要な支援を行うなど、いじめの未然防止を目指した対応を行っています。

(6) 子どもたちが安心して学校に通うために、様々な大人が見守りを行う必要があることを共通理解しています。

# ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
31	児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。			児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター (※令和5年2月以降は、 児童相談課も協働)	区民講演会 参加人数	—	66名	60名	137人	120名	115名	85名

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し、区民ひろばに子どもでも読めるポスターを掲示しています。

(2) 事業周知にあたって、グッズ配布の対象年齢を子どもからの意見に合わせました。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子どもが親しみやすいよう、キャラクター（なやミミ、すいとり）を使用している。また、ジャンプに出向き、子どもむけに啓発イベントを実施しています。また、連絡可の高校生にはメールでイベントのお知らせをしました。

(4) 相談担当が小中学校を回り、顔の見える関係を作っている。また、中高生への周知はゲームや寸劇を取り入れました。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 相談窓口の職員と顔見知りになったことで、相談の敷居を下げることができた。講演会への参加もみられました。

(6) 「顔を知っている方に相談できるのは子どもにとって安心材料になる」と感想があった。

## ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し、区民ひろばに子どもでも読めるポスターを掲示しています。

(2) 事業周知にあたって、グッズ配布の対象年齢を子どもからの意見に合わせました。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子どもが親しみやすいよう、キャラクター（なやミミ、すいとり）を使用している。また、ジャンプに出向き子どもむけに啓発イベントを実施しています。

(4) 相談担当が小中学校を回り、顔の見える関係を作っている。また、中高生への周知はゲームを取り入れました。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 相談窓口の職員と顔見知りになったことで、相談の敷居を下げる事ができた。

(6) 「顔を知っている方に相談できるのは子どもにとって安心材料になる」と感想があった。

# ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
32	こんにちは赤ちゃん事業	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。			産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	訪問率	—	88.7%	91.5%	92.6%	96.2%	100%	100%

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) ゆりかご（妊婦）面接や母親学級及びパパママ準備教室、母子モ（アプリ）、ホームページでの周知を実施しています

(2) 保護者の育児状況を伺い、不安や悩みに寄り添うよう努めています。また、子どもの健康や安全面について確認し、専門的な助言を行っています

(3) (1)のほか、出生通知未連絡の場合は文書や訪問、乳児健診等で再度の情報提供を実施しています

(4) 妊娠中から保護者に事業を周知し、里帰り等で区外で子どもが生活している場合にも事業を利用できるよう、里帰り先での赤ちゃん訪問をご案内しています

(5) 月齢が低いため、心境の変化の把握は困難ですが、健康や成長を促すきっかけになると感じています

(6) 育児困難感や不安の解消及び保護者自身の心身の健康増進にもつながっていると感じています

## ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

- (1) 事業内容を区のホームページに掲載しています。
- (2) 乳児健診時のアンケート項目で、赤ちゃん訪問を受けて安心したか、満足か、役に立ったか確認しています。

- (3) 妊娠届時に訪問内容を記載した「出生通知票」を配布しています。
- (4) 母親学級等、妊娠中の事業のおいても案内しています。

- (5) 訪問時に確認した子どもの発育状況や保護者の心身の状態により、適切な助言や支援が受けられ、必要なサービス利用につながっています。
- (6) 利用した保護者からは、「安心できた」「満足できた」「役に立った」と概ね好評いただいています。

# ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容					
33	子育て訪問相談事業	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。			支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。					
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)	
担当課	子ども家庭支援センター (※令和5年2月以降は、 児童相談課も協働)	訪問件数	—	3,707件	3,960件	3,910件	4,091件	3,613件	4,000件	

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 区HPやSNS、母子モなどによる情報発信を行っています。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。

(2) 委託事業者からご意見があった場合は、提供を受け活用しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区HPやSNS、母子モなどによる情報発信を行っている。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。

(4) 東部・西部子ども家庭支援センター利用の登録時に情報提供することで気軽に利用できるよう促進しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

5) 再度の利用者がほとんどのため、子どもにとっても利用しやすい場所になっていると感じています。

(6) 再度の利用者がほとんどのため、子育ての負担軽減について実感を得てくれていると感じています。

## ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 区HPやSNS、母子モなどによる情報発信を行っている。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。

(2) 委託事業者からご意見があった場合は、提供を受け活用しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区HPやSNS、母子モなどによる情報発信を行っている。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。

(4) 東部・西部子ども家庭支援センター利用の登録時に情報提供することで気軽に利用できるよう促進しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 再度の利用者がほとんどのため、子育ての負担軽減について実感を得られていると感じています。

(6) 再度の利用者がほとんどのため、子育ての負担軽減について実感を得られていると感じています。

# ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
34	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。			見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子育て支援課	母子一体型ショートケアの延利用日数	—	80日	121日	88日	92日	188日	100日

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 子の意思表示が可能な年齢の場合には、事業実施前に母とは別に子だけの面接を行い、子の意向を聞き取りしています。

(2) 母親からの視点だけでなく子どもの視点でとらえた必要とする支援を優先しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子ども家庭支援センターや保健所を通じて、見守りの必要な母子への周知に努めています。

(4) 子どもにも分かりやすいチラシの工夫をしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「子どもらしく感情を出せるようになった。」「関わる大人に心情を話すことができた。」との声がありました。

(6) 「子どもとの煮詰まった関係に短い期間であるが風通しを良くし、落ち着いて過ごすことができました。」「今後の育児の参考にもなりました。」との声がありました。

## ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 事業実施前に母とは別に子だけの面接を行い、目的や意向を聞き取りしています。

(2) 母親からの視点だけでなく子どもの視点でとらえた必要とする支援を優先しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子ども家庭支援センターや保健師を通じて周知に努めています。

(4) 理解に可能な対象に限り母とは別に面接を行い、子の立場の意見を取り入れています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「子どもらしく感情を出せるようになった。」「関わる大人に心情を話すことができた。」との声がありました。

(6) 「子どもとの煮詰まった関係に短い期間であるが風通しを良くし、落ち着いて過ごすことができました。」「今後の育児の参考にもなりました。」との声がありました。

# ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

**目標：**児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。  
**内容：**児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
 いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。			親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
<b>担当課</b>	子育て支援課	助成団体数	—	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 初回と最後の訪問には、ホームビジター（訪問ボランティア）だけではなく、オーガナイザー（調整役）も同行し、ニーズの聞き取りを行っている。また、子どもにも会い、ニーズの把握を行っている。</p> <p>(2) 初回と最後の訪問には、ホームビジター（訪問ボランティア）だけではなく、オーガナイザー（調整役）も同行し、ニーズの聞き取りを行っています。また、子どもにも会い、ニーズの把握し活用に努めている。</p>	<p>(3) 子育てインフォメーションでの面談等において、事業内容について説明し、紹介しています。</p> <p>(4) 子育てインフォメーションでの面談等において、事業内容について説明し、紹介しています。</p>	<p>(5) 事業を通じて、訪問ボランティアと信頼関係が築かれたと感じられます。</p> <p>(6) 事業を通じて、訪問ボランティアと信頼関係が築かれ、規定回数の訪問が終了した後も、相談相手となっています。</p>

## ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 初回と最後の訪問には、ホームビジター（訪問ボランティア）だけでなく、オーガナイザー（調整役）も同行し、ニーズの聞き取りを行っている。また、子どもにも会い、ニーズの把握を行っている。

(2) 初回と最後の訪問には、ホームビジター（訪問ボランティア）だけでなく、オーガナイザー（調整役）も同行し、ニーズの聞き取りを行っています。また、子どもにも会い、ニーズの把握し活用に努めている。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子育てインフォメーションでの面談等において、事業内容について説明し、紹介しています。

(4) 子育てインフォメーションでの面談等において、事業内容について説明し、紹介しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 事業を通じて、訪問ボランティアと信頼関係が築かれたと感じられます。

(6) 事業を通じて、訪問ボランティアと信頼関係が築かれ、規定回数の訪問が終了した後も、相談相手となっています。

# ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
36	スクールカウンセラー事業	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。			都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	指導課 教育センター	配置校数 (全小中学校30校)	—	30校	30校	30校	指導課 30校 教育センター 3 園	指導課 30校 教育センター 3 園	30校

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 日常的に、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者を対象にスクールカウンセラーが相談を受け付けるとともに、小学校第5学年と中学校第1学年の児童生徒に対して全員面接を行っています(指導課)。支援の際は、スクールカウンセラーから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています(教育センター)。

(2) 子どもはもちろん、保護者に対しても一人一人の不安や悩みに対応しています(指導課)。子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いを相談対応者が一緒に整理し課題解決のために活用しています(教育センター)。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 各学校では学校だよりにスクールカウンセラーを紹介したり、スクールカウンセラーの出勤日を周知しています(指導課)。豊島区ホームページや幼稚園を通じて直接子どもや保護者へ周知をしています(教育センター)。

(4) 毎年、小学校第5学年と中学校第1学年を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を実施しています。全校に向けスクールカウンセラーからお便りも適宜発行しています(指導課)。スクールカウンセラーの勤務日を幼稚園へ周知し、幼稚園から子どもや保護者へ連絡しています(教育センター)。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 「話を聞いてもらい、気持ちが楽になった。」との声がありました(指導課)。相談者の不安や困りごとを相談対応者が一緒に整理できたことで解決方法を習得し、気持ちを切り替えられるようになっています(教育センター)。

(6) 保護者から、子育ての悩みを相談できてよかったとの声があります(指導課)。相談者の不安や困りごとが1つずつ解決していくことで、スクールカウンセラーと信頼関係ができ、継続相談へとつながっています(教育センター)。

## ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 日常的に、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者を対象にスクールカウンセラーが相談を受け付けています。(指導課) 支援の際は、スクールカウンセラーから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています。(教育センター)

(2) 一人一人の不安や悩みに対応しています。(指導課) 子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いを相談対応者が一緒に整理し課題解決のために活用しています。(教育センター)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 各学校でスクールカウンセラーによる相談業務を周知しています。(指導課) 豊島区ホームページや幼稚園を通じて直接子どもや保護者へ周知をしています。(教育センター)

(4) 毎年、小5・中3を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を実施しています。全校に向けスクールカウンセラーからお便りも適宜発行しています。(指導課) スクールカウンセラーの勤務日を幼稚園へ周知し、幼稚園から子どもや保護者へ連絡しています。(教育センター)

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 「担任に相談しにくい内容をカウンセラーに相談できてよかった。」との声がありました。(指導課) 相談者の不安や困りごとを相談対応者が一緒に整理できたことで解決方法を習得し、気持ちを切り替えられるようになっています。(教育センター)

(6) 保護者から、子育ての悩みを相談できてよかったとの声があります。(指導課) 相談者の不安や困りごとが1つずつ解決していくことで、スクールカウンセラーと信頼関係ができ、継続相談へとつながっています。(教育センター)

# ① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
37	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。			学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを <b>活用</b> し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	教育センター	全小中学校30校	—	29校	27校	30校	30校	30校	30校

## 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 支援の際は、SSWから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています。

(2) 子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いをSSWと一緒に整理し、学びの保障や福祉的課題解決のために活用しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 豊島区ホームページや小中学校を通じて子どもや保護者へ周知しています。

(4) 各中学校区（8校）にSSWを配置し、SSWが毎週各学校を巡回しています。個別継続的支援を適宜実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) SSWが伴走することで、生活や学びの環境が整い心身が安定し、生活や登校の充実につながる様子が見受けられました。

(6) 保護者や学校だけで抱え込まず、福祉の専門家の力を借りながら、子どもの生活や学びの環境を整えることができています。

## ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。  
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 支援の際は、SSWから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています。

(2) 子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いをSSWと一緒に整理し、学びの保障や福祉的課題解決のために活用しています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 豊島区ホームページや小中学校を通じて子どもや保護者へ周知しています。

(4) 各中学校区（8校）にSSWを配置し、SSWが毎週各学校を巡回している。個別継続的支援は適宜実施している。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) SSWが伴走することで、生活や学びの環境が整い心身が安定し、生活や登校の充実につながる様子が見受けられました。

(6) 保護者や学校だけで抱え込まず、福祉の専門家の力を借りながら、子どもの生活や学びの環境を整えることができています。

## ② 相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
38	重点事業 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子どもの権利侵害を予防、救済します。			虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①設置に向け検討 ②－	①設置に向け検討 ②－	①設置に向け検討 ②－	①令和5年9月6日開設 ②－	①子どもの権利侵害を防ぐための相談室の運営、普及・啓発 ②39件	①令和4年度中に開設 ②50件

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 権利相談室の周知用カードを全区立小・中学生に配布し、子どもたちの見方であり、何でも相談することができる場所があることを周知しました。区内の都立高校や私立の学校に対しても、権利相談室や子どもの権利の普及に関する情報提供を行いました。

(2) 権利相談室に親しみを持ってもらうため、区立小・中学校の児童、生徒に相談室の愛称募集と投票に参加してもらいました。子どもたちの意見や思いが詰まった「ふくろう相談室」という愛称に決定しました。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 権利相談室の周知用カードを全区立小・中学生に配布しています。権利相談室や子どもの権利について子どもたちに知ってもらうために権利相談室ニュースレターを発行しました。

(4) 権利相談室の周知用カードの配付に加えて、子どもの権利学習プログラム実施の際にリーフレットを配布するなど、より多くの子どもたちが権利相談室について知ってもらうことができるよう普及啓発を行いました。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 話を聞いてもらったことで安心することができた、心が少し楽になったという声がありました。

(6) 相談・支援により、子どもが楽しい学校生活を送ることができるようになったという声がありました。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 開設後、「としま子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付し、どのようなことが相談できる場所なのかという事前の情報提供をしました。

(2) 「としま子どもの権利相談室」の愛称を決める際には区立小・中学校の児童・生徒全員に募集チラシを配付し、子どもたちから出た意見を活用します。

(3) 「としま子どもの権利相談室」の周知用カードを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付しました。

(4) 「としま子どもの権利相談室」をより身近に感じ、知ってもらうため、区立小・中学生から愛称を募集しました。

(5) 相談・支援により「楽しく過ごせるようになった」という声がありました。

(6) 相談・支援により「子どもが楽しく過ごせるようになった」という声がありました。

## ② 相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
39	重点事業 子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。			子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	権利侵害に関わる活動件数	5件	15件	12件	55件	28件	39件	20件

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 権利相談室の周知用カードを全区立小・中学生に配布し、子どもの権利が侵害されている場合などは相談することができる場所があることを周知しました。区内の都立高校や私立の学校に対しても、権利相談室や子どもの権利の普及に関する情報提供を行いました。

(2) 相談に来る子どもたちにとって安心して話ができる空間となるよう、子どもの目線にたちながら権利相談室の運営を行っています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 権利相談室について知ってもらうとともに、子どもたちにより身近に感じてもらうため、周知用カードやリーフレットの配付、権利相談室のニュースレターの発行を行いました。

(4) 区立小・中学校での「子どもの権利出張講座」において、権利擁護委員や相談室の役割を周知しています。また、権利相談室以外でも気軽に相談することができるよう、子どもに関わる施設にアウトリーチを行うなど、子どもが安心できる場所で相談に対応できるようにしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 話を聞いてもらったことで安心することができた、心が少し楽になったという声がありました。

(6) 相談・支援により、子どもが楽しい学校生活を送ることができるようになったという声がありました。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 令和5年度より開設し、権利擁護委員の活動場所となっている「としま子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付しました。

(2) 「としま子ども会議」に参加している子どもたち等や、実際に相談に来た子どもの意見を聞きながら、運営に活用できるものがあれば適宜取り入れていきます。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 令和5年度より開設し、権利擁護委員の活動場所となっている「としま子どもの権利相談室」の周知用カードを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付しました。

(4) 区立小中学校での「子どもの権利出張講座」において、権利擁護委員や相談室の役割を周知しています。また、役所来ることを億劫に感じる子どももいることも想定し、気軽に相談できるように、ジャンプにアウトリーチする等、子どもが安心できる場所で相談に対応できるようにしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 相談・支援により「楽しく過ごせるようになった」という声がありました。

(6) 相談・支援により「子どもが楽しく過ごせるようになった」という声がありました。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
40	児童相談所の設置・運営	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。			児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋がります。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。				
		—	—	—	—	—	—	—	—
担当課	児童相談課	—	—	—	—	—	—	—	—

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。

(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) リフレット等を活用し、施設や一時保護所での生活について事前に説明を行うとともに、子どもからの意見も聴取しています。

(2) 子どもの望む今後の生活等を尊重し、子どもの最善の利益を検討し、ケースワークを実施しています。

(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。

(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) リフレットを作成し児童相談所の周知を行うとともに、児童虐待防止街頭キャンペーン等で、児童虐待問題等の普及啓発を行いました。

(4) 学校や関係機関との連携により、児童相談所が24時間365日対応する虐待対応ダイヤルの情報を広く周知しています。

(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。

(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 虐待を受けることによって自己肯定感が低くなったり、対人関係に不安を持ちやすかった児童が、健康な心身が回復し、家庭に戻ってからも安心して過ごせるようになった事例があります。

(6) 当初は児童相談所にマイナスのイメージがあり拒否感が強かった保護者が、親子カウンセリングの経過により、児童相談所の職員を信頼し、児童相談所からの支援を受け入れてくれた事例がありました。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標	事業内容						
41	人権擁護委員相談事業	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもも対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。						
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。※	—	3件	7件	13件	17件	13件	継続実施

※人権相談の結果は件数しかくに報告されないため、相談者が子どもかどうかは不明

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 広報としまや区ホームページで、事業の目的などを周知しています。

(2) 人権相談の結果は、秘匿性が強いいため、区には件数しか報告が来ないため、子ども意見や思いを聴取することが難しい。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 広報としまや区ホームページで、周知しています。

(4) 法務大臣が委嘱した「人権擁護委員」が相談を受け、プライバシーや秘密を厳守して事業を実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 利用した子どもを把握できないため調査が難しい。

(6) 利用した子どもを把握できないため調査が難しい。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 広報としまや区ホームページで、事業の目的などを周知しています。

(2) 人権相談の結果は、秘匿性が強いいため、区には件数しか報告が来ないため、子ども意見や思いを聴取することが難しい。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 広報としまや区ホームページで、周知しています。

(4) 法務大臣が委嘱した「人権擁護委員」が相談を受付け、プライバシーや秘密を厳守して事業を実施しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 利用した子どもを把握できないため調査が難しい。

(6) 利用した子どもを把握できないため調査が難しい。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
42	子ども若者総合 相談事業 (アシスとしま)	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。			学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。				
		登録相談者数	—	144人	226人	349人	441人	321人	250人
担当課	子ども若者課								

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) すべての区立小中学校において、年度当初に「アシスとしま」の案内チラシを配布しています。また中高生センタージャンプや区民ひろば等でのアウトリーチ、タブレットを使った相談方法などのレクチャーを実施しました。

(2) 子どもからの相談に対して、子ども自身の意思を尊重した提案、アドバイスを行うよう心掛けています。また適切な関係機関と連携することにより、子どもの命、権利を守ることに寄与しています。(児童相談所、指導課、子ども家庭支援センター等)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 「アシスとおはなし」についてのチラシを作成し、年度初め区立小中学生全員を対象に配布している。相談の具体例を伝え、イメージできるよう工夫しています。

(4) 相談方法を複数用意している。(電話、メール、タブレット、対面) 子どもは相談しやすい方法を選べようとしています。またメールでの相談時に、他の相談方法(電話、対面等)があることを伝え子ども自身が選択できるような問いかけもしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 「気持ちが軽くなった」「相談してよかった」などの返事をもたらすことができ、繰り返し使う子どももいました。

(6) 子どもからの直接相談が原則のため保護者の反応をうかがう機会はありませんが、アウトリーチ、周知活動に伺った際の当該施設の大人にはアシスとしまの事業を理解していただき「何かあればアシスにつなぐ」という認識を持ってもらえました。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 「アシスとおはなし」についてのチラシを作成し、年度初め区立小中学生全員を対象に、配布している。相談の具体例を伝え、イメージできるよう工夫しています。また一人一台タブレットにはアシスのアイコンをなやミミに変更しました。

(2) 適切な支援に繋げており、関係機関と連携することにより、子どもの命、権利を守ることに寄与しています。  
(児童相談所、指導課、子ども家庭支援センター等)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 「アシスとおはなし」についてのチラシを作成し、年度初め区立小中学生全員を対象に配布している。相談の具体例を伝え、イメージできるよう工夫しています。また一人一台タブレットにはアシスのアイコンをなやミミに変更しました。

(4) 相談方法を複数用意している。(電話、メール、タブレット、対面) 子どもは相談しやすい方法を選べようとしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。

(5) 「気持ちが軽くなった」「相談してよかった」などの返事もらうことがあり、繰り返し使う子どももいました。

(6) 「区立小・中学校のタブレットからアシスとしまと連携できるのは、子どもが身近に感じ相談しやすくとても良いと思う。」とお声もいただいています。

## ② 相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
43	子どもに関する相談事業	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。			0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	機関連携数	—	345件	367件	438件	553件	783件	500件

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 虐待未然防止で配布するカード、ステッカー等を中心に子どもへ発信している。

(2) 子どもの立場に立ち、気軽に相談できるよう環境作りを行っている。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区HPや東部・西部子ども家庭支援センターのSNSなどで周知している。

(4) 子どもから気軽に相談してもらえるよう、SNSを中心に情報発信している。また連絡が可能な中高生には、メールで相談受付の発信をしています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「相談して良かった」という感想も受けており、相談後の満足度を重視している。

(6) 家族の相談が多いため、当事者には行動の変化や生活の変化が起きている。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 虐待未然防止で配布するカード等を中心に子どもへ発信している。

(2) 子どもの立場に立ち、気軽に相談できるよう環境作りを行っている。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 区HPや東部・西部子ども家庭支援センターのSNSなどで周知している。

(4) 子どもから気軽に相談してもらえるよう、SNSを中心に情報発信している。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「相談して良かった」という感想も受けており、相談後の満足度を重視している。

(6) 家族の相談が多いため、当事者は行動の変化や生活の変化が起きている。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標			事業内容				
44	子どもからの専用電話相談	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受ける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。			18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	—	1件	4件	6件	26件	15件	4件

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのようにしているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 無料で電話できるようフリーダイヤルを設置運営しています。また、子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し電話相談について周知しています。

(2) 話を聞き、適切な支援につなげています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 小中学校に出向き、朝礼の時間に相談カードの周知をしています。

(4) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布。また、ジャンプに足を運び、利用児童に周知しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 来館せず話せるので、使いやすく「〇〇さんはいますか？」と複数回利用するケースも見受けられます。

(6) 周囲の大人の反応についての把握は今後の課題である。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 無料で電話できるようフリーダイヤルを設置運営しています。また、子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し電話相談について周知しています。

(2) 話を聞き、適切な支援につなげています。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子どもが親しみやすいよう、キャラクター（なやミミ、すいとり）を使用しています。

(4) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布しています。また、ジャンプに足を運び、利用児童に周知しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 来館せず話せるので、使いやすく複数回利用するケースも見受けられます。

(6) 周囲の大人の反応についての把握は今後の課題である。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標			事業内容					
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標値 (令和6年度)	
45	子ども家庭女性相談事業	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。			配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。					
		相談件数	—	10,746件	10,689件	11,358件	10,442件	10,910件	14,000件	
担当課	子育て支援課	相談件数	—	10,746件	10,689件	11,358件	10,442件	10,910件	14,000件	

### 【令和6年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 理解が可能な子どもであれば、できる限り母親とは別場面で面接を行い、子どもにわかるような話をしています。

(2) 子どもからの意見や思いを、子どもから同意を得た上で、母親や関係機関に共有し、子ども目線での支援を行います。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、周知を行っています。

(4) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、心子ども目線での周知を行うことで、安心して子どもの声上がるように工夫しています。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 一時的には、緊張から解き放たれた子どもが、一時的な退行や抑圧されていた反動による問題行動を起こす場合もありますが、状況によってかなり異なりますが、長期的には、安心感と将来の希望を得られたと感じているようです。

(6) 母親の安心感が子どもに伝わり、本来の子どもの姿が取り戻せたという感想がありました。

## ②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

### 【令和5年度子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 話の出来る子であればできる限り母親とは別の面接を行い、子にわかるような話をしています。

(2) 子どもを連れての相談であればできる限り母親とは別に面接を行い、子ども目線の支援を優先しています。

(3) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、周知を行っています。

(4) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し心理的な面から支えてもらうようにしています。

(5) 状況によってかなり異なりますが、安心感と将来の希望を得られたと感じているようです。

(6) 母親の安心感が子どもに伝わり、本来の子どもの姿が取り戻せたという感想がありました。